

学生生活の手引

学生生活の基本的なことがらについて

事務等の取扱い案内

	事務取り扱い時間（厳守して下さい）
教 務 課	9：00-11：30 12：30-17：00
学生支援課	9：00-11：30 12：30-17：00
LCセンター事務課（図書館）	9：00-20：30（授業期間）、9：00-17：00（授業期間以外）
健康管理センター（保健室）	9：00-11：30 12：30-17：00
学園ネットワークサポートデスク	9：00-17：00（土曜日は取り扱わない）
就職支援課	9：00-11：30 12：30-17：00
財 務 課	9：00-11：30 12：30-17：00
総 務 課	9：00-11：30 12：30-17：00
企画広報室	9：00-11：30 12：30-17：00
入 試 室	9：00-11：30 12：30-17：00

- ① 土曜日の事務取り扱い時間は15：00までとする。
- ② 日曜、祝祭日（授業日を除く）、は事務を取り扱わない。
- ③ 特別に変更のある場合は、あらかじめ掲示する。

事務等の取扱い内容

- | | |
|---------------------------|---|
| 教 務 課 | <ul style="list-style-type: none"> （1）授業に関すること。（授業時間割・教室割・休講・補講措置等） （2）履修申請に関すること。（履修申告等） （3）学籍に関すること。（休学・退学・除籍等） （4）試験に関すること。（期末試験） （5）学業成績に関すること。（成績の記録・証明等） （6）進級・卒業（修了）に関すること。 （7）科目等履修生・特別聴講生および研究生に関すること。 （8）証明書の発行に関すること。（在学証明書、成績証明書、卒業・修了（見込）証明書等） （9）願出・届出に関すること。（休学願・退学願・欠席理由書・忌引届） （10）教員免許に関すること。（教職教育センターでも取り扱う） （11）大学院に関すること。 |
| 学生支援課 | <ul style="list-style-type: none"> （1）学生証に関すること。（交付、再発行等） （2）証明書の発行に関すること。（学割証、通学証明書、奨学金関係証明書等） （3）届出、願書に関すること。（保証人変更届、住所・電話番号変更届、氏名変更届、団体結成届、対外活動許可願、学内施設使用許可願、印刷物許可願等） （4）学生の遺失物、郵便物に関すること。 （5）学生の自治活動及び課外活動に関すること。 （6）学内の秩序、風紀の維持に関すること。 （7）奨学金に関すること。 （8）アルバイトに関すること。（直接に斡旋はしない） （9）赤倉山荘、合宿棟、スチューデントセンターの利用に関すること。 （10）学生用ロッカーの利用に関すること。 （11）学生の傷害保険に関すること。 （12）学生の弔慰金、見舞金に関すること。 （13）学生生活実態調査に関すること。 （14）学生の賞罰に関すること。 （15）留学生の在留資格申請取次に関すること。 （16）構内乗り入れ自転車及びバイクの登録に関すること。 （17）学生駐車場に関すること。 |
| 健康管理センター
（保健室） | <ul style="list-style-type: none"> （1）健康診断に関すること。 （2）健康診断証明書発行に関すること。 （3）健康相談に関すること。 （4）救急措置並びに健康保持増進に関すること。 （5）感染予防に関すること。 |

学園ネット (1) NITネットIDに関すること。
ワークサポートデスク (2) 学内ネットワークに関すること。
 (3) 学内利用ソフトウェアに関すること。

LCセンター (1) 図書館資料の閲覧サービス及び貸出・返却に関すること。
事務課 (2) 外部データベース検索等による文献調査に関すること。
(図書館) (3) ILLサービス (他機関からの相互貸借及び文献複写取寄せ) に関すること。
 (4) LCセンター刊行物 (青塔・LCセンター図書館ガイド・LCセンター利用案内・LCセンターニュースレター) に関すること。
 (5) LCセンターの広報に関すること。
 (6) LCセンター施設設備の運用管理に関すること。

就職支援課 (1) 学生の就職相談並びに指導に関すること。
 (2) 学生の就職紹介・斡旋に関すること。
 (3) 就職支援ガイダンス等の開催に関すること。
 (4) 「求人NAV I」に関すること。
 (5) 学生への求人情報の提供に関すること。
 (6) 届出・登録に関すること。(進路希望、進路報告、活動体験記等)
 (7) 「業界・業種セミナー」・「業界・インターンシップセミナー」等に関すること。
 (8) 「学内合同企業説明会」「個別企業説明会」に関すること。
 (9) 就職活動の手引き、テキストブック等の作成・発行に関すること。

財 務 課 (1) 学費、自治会費、その他諸会費並びにセミナーハウス利用料の収納に関すること。
 (2) 証明書発行に係わる手数料の収納に関すること。

総 務 課 (1) 学生会館に関すること。
 (2) 後援会に関すること。
 (3) 施設時間外使用に関すること。

企画広報室 (1) 大学の広報および広告宣伝に関すること。
 (2) 学内刊行物 (日本工業大学通信・大学案内など) に関すること。
 (3) 大学公式ウェブページに関すること (コンテンツ作成および配信)。
 (4) 地域連携活動に関すること。

入 試 室 (1) 学部入学者の選抜に関すること。
 (2) 学生募集に関すること。
 (3) 大学の広報および広告宣伝に関すること (企画広報室担当分を除く)。

学 生 証

学生証は皆さんが本学の学生であることを証明するためのものです。大学にいるときはいつも携帯してください。また、学生証はICカードを用いていますので、曲げたりせずに大事に取り扱ってください。

学生証の役割

- ①身分証明書
- ②試験を受けるとき (必ず机上に置いてください)
- ③LCセンターへの入館、および図書の貸出・返却
- ④大学の設備・備品等を借りるとき
- ⑤定期健康診断受診時、及び健康診断証明書発行時
- ⑥自動証明書発行機利用時

学籍番号の見方

学籍番号は、学生個人番号を7桁で表したもので、各数字等の意味は下記の通りです。

1	2	1	*	1	1	1
学生分類	入学年度	所属学科・専攻		連続番号		
1:学部生 2:博士前期課程 3:博士後期課程	15:2015年入学 16:2016年入学 17:2017年入学 18:2018年入学 19:2019年入学 20:2020年入学 21:2021年入学	【学部生】 M:機械工学科 E:電気電子通信工学科 C:応用化学科 R:ロボティクス学科 I:情報メディア工学科 A:建築学科 【大学院生】 6:環境共生システム学専攻 7:機械システム工学専攻 8:電子情報メディア工学専攻 9:建築デザイン学専攻		001~499:春季入学 501~599:春季編入学・再入学 601~799:秋季入学 801~999:秋季編入学・再入学		
				《建築学科》 001~299:春季入学 建築コース 301~499:春季入学 生活環境デザインコース 501~549:春季編入学・再入学 建築コース 551~599:春季編入学・再入学 生活環境デザインコース 601~699:秋季入学 建築コース 701~799:秋季入学 生活環境デザインコース 801~899:秋季編入学・再入学 建築コース 901~999:秋季編入学・再入学 生活環境デザインコース		

学生証の裏面

学生証裏面の通学定期券発行控欄がいっぱいになったときや、住所・交通経路を変更したときは新しい裏面シールを交付しますので、学生支援課に申し出てください。

紛失、破損した場合

学生証を紛失、破損した場合は、学生支援課に届け出てください。紛失した場合は、悪用される可能性もありますので、すぐに学生支援課に連絡してください。

再交付金額は1,000円です。

破損した場合には、破損したカードも添えて学生支援課に届け出てください。

学生証の返却

本学を退学・除籍したときには、学生証を大学に返却してください。また、有効期限が切れた後、引き続き在学する場合は、学生証を学生支援課に返却して、再交付を受けてください。

保証人の変更等は学生支援課へ届け出を

保証人の変更

保証人とは、父母または独立の生計を営み、かつ学生の保証人として確実にその責務を果たすことができ、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負える人のことです。

学生諸君は、入学時に、すでに自分の保証人を届け出ています。保証人が何らかの理由で、その責務を果たせなくなったときは、速やかに新たな保証人を選定して、学生支援課へ届け出なければなりません。また、保証人が住所を変更した場合もまた、同様に届け出てください。

学生の住所等の変更

学生諸君は、入学時に、現住所等を記載した「学生登録カード」をすでに提出していますが、姓名、現住所、携帯電話番号等の記載内容に変更があったときは、直ちに学生支援課へ届け出てください。変更の届け出がないと、緊急時に連絡が取れず、不利益をこうむることがあります。

学生に対する伝達、連絡について

教務課・学生支援課の掲示板

教務課や学生支援課などの大学から学生に対する伝達、連絡、呼び出し等は、ポータルサイトや掲示によって行われます。毎日ポータルサイトを確認したり、登下校の際は、掲示板の掲示物を確認しましょう。

学生支援課の掲示板は、1号館2階ロビーと1号館1階廊下（学生支援課前）にあり、奨学金、アルバイト情報、外国人留学生のための情報などを掲示しています。

就職求人情報の掲示は、1号館2階ロビーにあります。

学科・専攻の掲示板

上記の他に、学科ごとに掲示板があり、学科・専攻からの伝達等は学科・専攻掲示板にも掲示されます。学科・専攻掲示板の位置は、オリエンテーション時に確認しておいてください。

緊急時の連絡は携帯電話等で

緊急を要する場合は、当該部署から直接、文書や電話で連絡することがあります。そのため、現住所や携帯電話番号等の変更があったときは、速やかに学生支援課へ届け出てください。

その他

電話による掲示内容についての問い合わせや学生の呼び出しなどには、緊急の場合を除き、応じられませんので、あらかじめ承知しておいてください。

学費の納入について

学費の納入時期

学費の納入は、春学期・秋学期の年2回払になっております。

各学期の納入期限は次のとおりです。

区 分	春 学 期	秋 学 期
納入期限	4月10日	9月30日
備 考	新1年生、編入学者は入学時	—

(各学期とも金融機関の休業日にあたる場合は金融機関の翌営業日)

学費の納入方法

- ①納入すべき学費については、『学費等一覧』をご参照ください。
- ②学費は本学所定の「振込依頼書」(記載金額が納入額)により、銀行等からお振込ください。
- ③2020年度以前入学の学生については、毎年春学期分は3月中旬に、秋学期分は9月中旬に財務課から保証人(父母等)宛に各学期分の「振込依頼書」をお送りします。
- ④新1年生については、入学手続時に春学期分の学費を納入済みですので、秋学期分の「振込依頼書」を9月中旬に財務課から保証人(父母等)宛にお送りします。

振込時の注意

- ①本学発行の「振込依頼書」をご使用の上、銀行窓口で手続きをしてください。ATMまたはインターネットバンキング等により振込む場合は、キー情報となる整理番号・学生氏名を正確に入力の上、振込みしてください。
- ②金融機関において10万円を超える現金の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となりますのでご注意ください。なお、詳しくは、振込みを依頼する金融機関に問い合わせてください。
- ③学費納付に要する振込手数料は、納入者負担となります。ただし、本学発行の「振込依頼書」により、みずほ銀行本店、各支店窓口で振込手続をされる場合は、振込手数料は不要です。

学費の延納

- ①経済的事情または特別な理由により学費を期限内に納入できず延納を希望する場合は、その納入期限日までに、本学所定の「学費等延納許可願」を提出してください。なお、学費が所定の手続きを経ずに未納の場合は、学則により除籍となりますのでご注意ください。
- ②「学費等延納許可願」には、その事由を具体的に記載して、本人及び保証人が各人自署捺印後、財務課に提出してください。学生が保証人欄に記載することは、原則認めません。保証人が自署捺印していないと判断される場合には、事情を学生本人にヒヤリングの上、直接保証人に財務課より連絡をとる場合もあります。「学費等延納許可願」用紙は財務課にあります。
- ③延納を許可される期間は、最長で春学期は7月10日・秋学期は1月10日(各学期とも金融機関の休業日にあたる場合は金融機関の翌営業日)です。この期間を超える延納は認められません。
- ④経済的な理由等により学費納入期限までに学費の納入が困難になった場合は、事由により奨学金貸与等の対象となる場合がありますので、速やかに学生支援課または財務課に相談してください。
- ⑤学費納入期限までに学費の納入がない場合は、その学期の試験が受けられないほか、図書の利用、各種証明書の交付も受けられません。

その他の注意

- ①当該学期以降、次学期開始日前日までに「退学願」を教務課に提出し、教授会において承認された場合には、当該新学期の学費等の支払は免除されます。
- ②学期途中で、休学、退学する場合は、その学期の学費等を納入しなければなりません。(学費未納のままでの休学、退学は認められません。)但し、学期開始日前日までに「休学願」を教務課に提出された場合は、休学期間に応じた在籍料(各学期75,000円)のみの納付となります。
- ③「振込依頼書」はコンピュータで印字されます。出力される保証人(父母等)の住所・氏名等は、学生諸君が入学手続の際に提出した書類にもとづき処理していますので、保証人の住所・氏名等の変更がある場合は、必ず「変更届」を学生支援課に提出してください。
- ④「振込依頼書」を紛失した場合は、財務課で「振込依頼書」再交付の手続をとってください。
- ⑤学則は学生諸君が大学に在籍する期間、学費納入をはじめとし、従うべき規則をまとめたものですので、必ず目をとってください。(学則は年度により改訂されることがあります。)

2. 学費等一覧

〔博士前期課程〕

(単位：円)

		納入区分 納入期限	春学期 4月10日※	秋学期 9月30日	合 計
入学金・学費	*入 学 金		224,000	0	224,000
	授 業 料		315,000	315,000	630,000
	施設設備拡充費		126,000	126,000	252,000
	実験研究費		55,500	55,500	111,000
	小 計		720,500	496,500	1,217,000
委託会費等	健康診断料		6,980	0	6,980
	傷害保険料		2,230	0	2,230
	*工友会（同窓会）会費		7,500	7,500	15,000
	小 計		16,710	7,500	24,210
合 計（他学出身）			737,210	504,000	1,241,210
*合 計（本学出身）			505,710	496,500	1,002,210
休学者	在 籍 料		75,000	75,000	150,000

(納入期限日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日となります。)

※新入生は入学手続き時に納入済み

〔博士後期課程〕

(単位：円)

		納入区分 納入期限	春学期 4月10日※	秋学期 9月30日	合 計
入学金・学費	*入 学 金		224,000	0	224,000
	授 業 料		315,000	315,000	630,000
	施設設備拡充費		126,000	126,000	252,000
	実験研究費		55,500	55,500	111,000
	小 計		720,500	496,500	1,217,000
委託会費等	健康診断料		6,980	0	6,980
	傷害保険料		2,230	0	2,230
	*工友会（同窓会）会費		5,000	5,000	10,000
	小 計		14,210	5,000	19,210
合 計（他学出身）			734,710	501,500	1,236,210
*合 計（本学出身）			505,710	496,500	1,002,210
休学者	在 籍 料		75,000	75,000	150,000

(納入期限日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日となります。)

※新入生は入学手続き時に納入済み

*入学金／工友会（同窓会）会費／合計（本学出身）について

本学出身者は、入学金が免除され、かつ、工友会（同窓会）会費は学部にて徴収済みのため、他学出身者と合計が異なります。

〔備 考〕

- ①入学金は、入学初年度だけ徴収します。
- ②授業料、施設設備拡充費、実験研究費は、毎年度見直しが行われます。
- ③授業料、施設設備拡充費、実験研究費は、年2回に分けて徴収します。
- ④委託会費等のうち、健康診断料、災害傷害保険料（学生教育研究災害傷害保険、学生団体傷害保険）は、毎年度の初めに徴収します。
- ⑤工友会（同窓会）会費は、年2回に分けて徴収します。（基本会費30,000円を分割して徴収します。）
 (博士前期課程＝基本会費30,000円÷2年間＝15,000円／年)
 (博士後期課程＝基本会費30,000円÷3年間＝10,000円／年)

学籍上の届出・願出

教務課扱い

- 忌引届** 父母・祖父母・兄弟姉妹が死亡したときに提出します。
保証人が死亡した場合は、学生支援課で保証人変更届等の手続をしてください。
- 休学願** 事故、病気など正当な理由で、3か月以上欠席せざるをえない場合、保証人連署の上、提出して下さい。休学は原則として最長1年以内とし、休学期間に応じた在籍料を納入しなければなりません。また、休学期間満了とともに復学するものとし、その時期は学期のはじめとします。
- 退学願** やむをえない理由で、退学しようとするときは、保証人連署の上、退学願を提出しなければなりません。在籍する学期分の学費を納入していないと、退学は認められません。

学生支援課扱い

氏名変更届

学生の姓名に変更があったときに提出します。戸籍抄本または氏名変更後の住民票を添付してください。

住所・電話番号変更届

学生本人または家族の住所・電話番号に変更があったときに提出します。

保証人変更届

入学時に提出した「誓約書」に署名捺印している保証人を変更するときに提出します。

自然災害、身内の不幸、事故等に遭われたときは

実家が風水害や地震で被害を受けたとき、保護者が不幸にも死亡したとき、学生本人が事故や病気によって30日以上欠席をせざるをえなかったときは、事後直ちに学生支援課に報告してください。学内規程などにより、当該者には見舞金・弔慰金などを贈呈します。

証明書等一覧

※自動証明書発行機にて即日発行となります。ただし、英文の証明書は取扱窓口に申請してください。

※健康診断証明書は、自動証明書発行機で手数料を支払い、申請・受取は健康管理センターとなります。

種 類	扱 い 窓 口	手 数 料	交 付 日
学 生 証 再 交 付	学 生 支 援 課	1,000円	翌日午後
通 学 証 明 書		無 料	即 日
※学 生 旅 客 運 賃 割 引 証		無 料	即 日
※在 学 証 明 書 (英 文)	教 務 課	200円 (500円)	即 日 (1週間後)
※成 績 証 明 書 (英 文)		200円 (1,000円)	即 日 (1週間後)
※卒 業 (修 了) 見 込 証 明 書 (英 文)		200円 (500円)	即 日 (1週間後)
卒 業 (修 了) 証 明 書 (英 文)		200円 (1,000円)	2 日 後 (1週間後)
教員免許状受得見込証明書		500円	2 日 後
学 力 に 関 す る 証 明 書 (教 職 に 関 す る 証 明 書)		500円	1 週間後
大 学 院 調 査 書		500円	5 日 後
人 物 調 査 書	学 科 事 務 室	無 料	3 日 後
推 薦 書		無 料	3 日 後
※健 康 診 断 証 明 書	健康センター	200円	翌日午後
そ の 他 の 証 明 書	学生支援課または 教 務 課	窓口にて確認すること。	
※追 試 験 料	教 務 課	500円	
※再 試 験 料		2,000円	
※仮 受 験 票		300円	即 日

自動車・バイクによる通学

自動車・バイク通学は「自粛」

本学では、自動車・バイクによる交通事故が多く発生しているため、自動車・バイクによる通学は「自粛」としています。

学内には学生用の駐車場がありますが、この駐車場は、夜遅くまで卒業研究等があり、公共交通機関が利用できない学生のための駐車場です。台数が限られているので、必ず駐車できるとは限りません。また、駐車状況によっては入出庫できなくなる場合もあります。従って自動車通学が欠かせない場合は事前に大学周辺の民営駐車場を契約しておくほうが良いでしょう。なお、民営駐車場についてはNITクリエイトでも斡旋しています。

駐車場・駐輪場における被害、盗難、事故等については、大学は一切責任を負いませんので心得ておいてください。

なお、バイクについては全て登録制となっており未登録車は入構できません。

違反駐車・迷惑駐車の禁止

大学周辺の道路上に駐車はできません。路上駐車はもちろんのこと、店舗等の駐車場への違反駐車や迷惑駐車は、絶対にしないようにしましょう。（警察への通報やレッカー移動の対象となります）

自転車に関する注意事項

近年、学生による自転車の通行・駐輪マナーの悪さの苦情や、自転車の盗難等が発生しています。下記の点について十分理解し、注意してください。

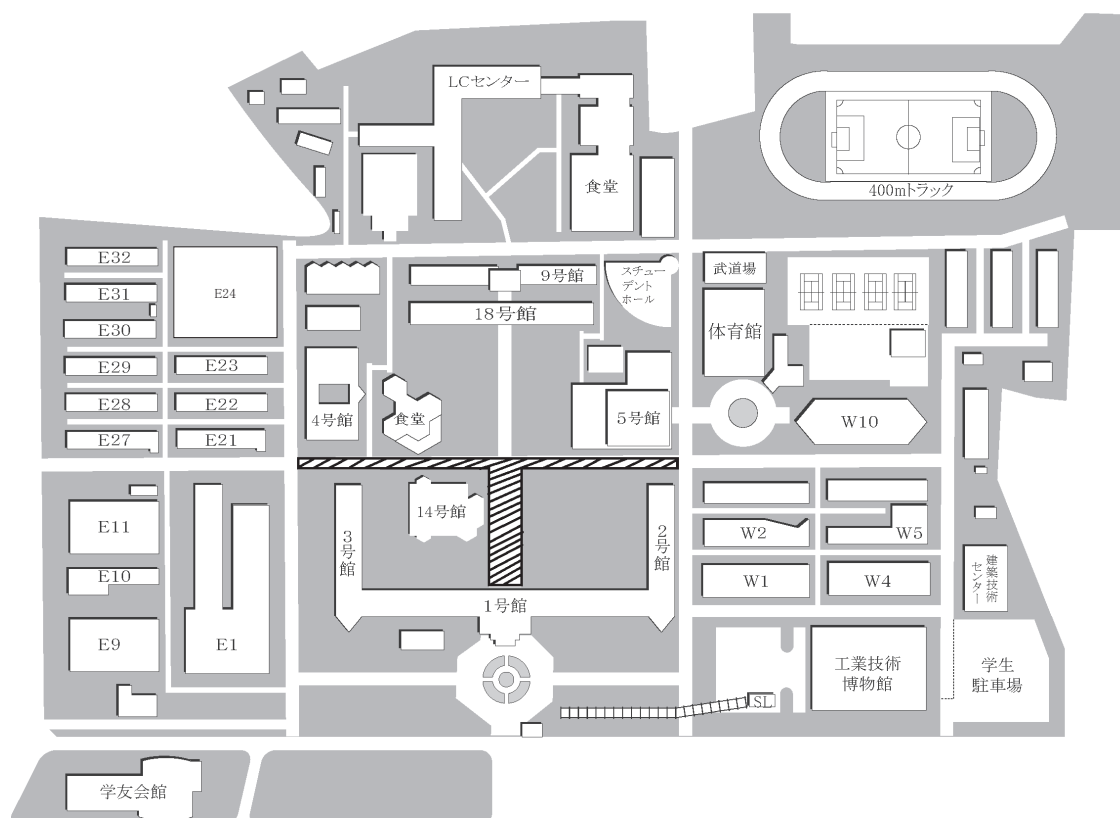
自転車の登録について

本学では構内乗り入れの自転車については全て「登録制」になっています。受付は学生支援課の窓口で行っていますが、登録できる自転車は使用者本人の名義で「防犯登録」（購入時もしくは自転車販売店で登録できます）がしてあるものに限りします。なお、窓口での登録時には「防犯登録」の控えを持参してください。「防犯登録」を紛失した場合は、車体に貼付されている防犯登録番号および車体番号部分の写真（スマホ画面で可）を持参してください。

未登録の自転車は撤去処分の対象となりますので注意してください。

自転車のマナーに関する注意点

1. 進入禁止区域での通行はやめましょう。学内では、以下の区域（ で図示）が進入禁止です。



2. 駐輪区域以外での駐輪はやめましょう。
3. 自転車を放置するのはやめましょう。
4. 二人乗りはやめましょう。
違反した場合は、5万円以下の罰金又は科料。
5. 携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転はやめましょう。
違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金。
6. まわりの音が聞こえない状態での運転はやめましょう。
違反した場合は、5万円以下の罰金。
7. 夜、無灯火での運転はやめましょう。
違反した場合、5万円以下の罰金。
8. 飲酒運転はやめましょう。
違反した場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
9. 傘をさしながら運転するのはやめましょう。
違反した場合、5万円以下の罰金。
10. その他自転車ルールは必ず守りましょう。
違反した場合、様々な懲役又は罰金。

自転車の盗難防止に関する注意点

1. 自分の自転車には堅固な鍵をかけるように心掛けましょう。ワイヤー錠などを利用して自転車の前後2箇所にかけるようにしましょう。
2. 自転車の防犯登録は義務付けられていますので、防犯登録を必ず行ってください。
3. 宮代町では、自転車等の放置・防止に関する条例が平成19年7月より施行されました。
この条例により、「指定された自転車放置禁止区域内に放置された自転車を撤収し、引取り手がある撤収自転車については保管料を徴収して返却するが、引き取り手が無い場合には処分する」ことになっています。
4. 盗難にあった場合には、速やかに警察と学生支援課に届け出てください。

自転車窃取は犯罪行為である

1. 放置状態にある自転車であっても、これを勝手に使用した場合には、占有離脱物横領罪・遺失物横領罪となります。
「以前に自転車を盗まれたことがあったのでやってしまった」という弁解は、決して罪を軽減する情状酌量の根拠にはなりません。自転車窃取がれっきとした犯罪であることを認識してください。
2. 自転車窃取に対する大学の対応
本学では、こうした反社会的な行為を犯した学生に対しては、停学処分を含む厳しい処分をもって対応します。

自転車保険の加入義務化

平成30年4月1日から、埼玉県内で自転車を利用する際には、自転車保険等に加入していることが義務化されました。詳しくは、ウェブ上で「埼玉県 自転車条例改正」を検索して、そちらをご参照ください。

交通機関の利用

通学定期券

通学定期券は、通学を目的とした、現住所から大学までの最短区間の定期券です。通学定期券を購入する際は、学生証の裏面にある「通学定期券発行控」に、現住所および通学区間をあらかじめ明記しておいてください。定期券発売窓口にある申し込み用紙に必要事項を記入し、学生証を添えて購入してください。

通学定期券を購入する際に、交通機関によっては、通学証明書が必要なときがあります。通学証明書の交付は、学生支援課窓口で行っています。

☆使用上の注意

通学定期券の貸し借りはもちろんのこと、キセル乗車などの不正乗車は絶対してはいけません。不正乗車が発覚すると、通学定期券の没収と正規運賃の数倍の追徴金が課せられます。

通学定期券を使用するときは、学生証を必携するようにしてください。駅等の係員から請求されたときは、それを提示しなければなりません。

学割証（JR・学生旅客運賃割引証）

学生が所定の目的のために、片道100kmを超える区間を旅行する場合は、学割証を使用することによって、JRの窓口で割引普通乗車券を1人1回に限り、購入できます。普通乗車運賃が2割引になります。学割証が必要な人は、「学校学生生徒旅客運賃割引証」の交付を受けてください。

☆使用上の注意

学割証は、本人以外は使用できません。学割証を不正使用した場合は、多額の追徴金が課せられ、以後学割証の使用ができなくなります。

学割証を使用するときは、学生証を必携するようにしてください。駅等の係員から請求されたときは、それを提示しなければなりません。

団体旅行割引

ゼミナール旅行や課外活動などで、同一行程を旅行する場合は、学生数が8人以上で、引率者（本学教職員）が同行すれば、学生団体割引制度が利用できます。学生の割引率は、普通乗車運賃の5割引です。ただし、引率者は3割引。

団体旅行の申し込みは、旅行代理店やJRの「みどりの窓口」で取り扱っているのもので、そこで所定の用紙をもらい、学生支援課で証明印を受けてください。

拾得物の扱い

本学のキャンパス内での拾得物は、学生支援課で取り扱っています。拾得物は学生支援課窓口まで届けてください。落し物、忘れ物をした人は、学生支援課まで問い合わせてください。

キャッシュカードなどを紛失したときは

キャッシュカードやクレジットカードを紛失したときは、警察に届け出るとともに、直ちにカード取扱会社に連絡してください。カード番号と連絡先の控えを、カード入れとは別に保管しておくことが大切です。

学生専用ロッカー

日本工業大学後援会の援助によって設置された学生専用のロッカールームがあります。

4号館ロッカールーム

2,048人分のロッカーがあり、学生に貸与しています。

貸与対象者は、基幹工学部と先進工学部の1年から3年までの男子学生。ロッカーを利用したい学生は、毎年4月に、「ロッカー貸与願」を学生支援課に提出して、利用許可を得る必要があります。なお、建築学部の学生は、教員の指示に従ってください。

ロッカーの貸与期間は1年間で、2月末日までに明け渡すことになります。明け渡し期限を過ぎてもロッカー内に物品が残っている場合は、大学で処分します。

パウダールーム付ロッカー室

W3棟にあり、240人分のロッカーが用意されています。ここは、女子学生専用のロッカー室です。

☆ロッカールーム使用上の注意

- ① 鍵は必ずかけること。（暗証番号式のロッカーは他人に番号を見られないように注意すること）
- ② 貴重品・現金等はロッカー内に置かないこと。（極力持って来ないこと）
- ③ ゴミを放置しないこと。
- ④ ロッカーの外に荷物を放置しないこと。（処分される場合があります）
- ⑤ ロッカー室内での盗難等については、大学は一切責任を負いませんので、自己管理を徹底してください。

A T M（現金自動預払機）

1号館2階ロビーの一角に、ゆうちょ銀行のATMが設置されています。

20歳になったら国民年金—学生納付特例制度について

国民年金は、高齢になったときや障害が残ったときなどにも安定した生活が送れるよう、みんなで保険料を負担して支えあう制度です。学生も20歳になったら国民年金の保険料を納付する義務が生じます。ただ、学生の多くは、収入がなかったり少なかったりして、保険料を納めるのが難しいのが現状です。学生は、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる学生納付特例制度というものを利用することができます。申請手続きは、学生が住民登録している市区町村の役所に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出することになります。申請は毎年必要です。承認期間は4月から翌年の3月までとなっていますので、申請は早めに行うようにしましょう。

20歳からの学生期間中に保険料を納めないでいると、在学中のケガや病気で障害が残っても障害基礎年金が支給されません。また、将来の老齢基礎年金は納めない期間に応じて減額され、まったく受け取れなくなる場合もあります。

なお、国民年金の加入義務は「日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人」に生じます。すなわち、外国人留学生にも国民年金の加入・保険料納付の義務がありますので、日本人学生同様、「学生納付特例制度」の手続きを忘れないようにしてください。

アルバイト

学生生活を送るにあたっては、学業を第一に考えた生活設計を立てるよう心がける必要があります。アルバイトを行う場合は、学業に支障をきたさないよう計画的に行い、自分に適した職種を選んでください。

学生支援課掲示板にアルバイト情報コーナーがありますので、利用してください。大学が情報提供するアルバイトは、学生自身が求人先に直接連絡を取り、条件を確認のうえアルバイト契約を行ってください。

求人情報誌による豊富な求人情報は、アルバイトを探す側にとってはたいへん便利です。しかし、危険を伴ったり、教育上好ましくないものも含まれています。十分に注意してください。

経済支援について—奨学金など

奨学金制度

本学学生支援課で取り扱っている奨学金には、日本工業大学育英資金、日本工業大学工友会奨学金、日本学生支援機構奨学金、日本工業大学大川陽康奨学金がある。

(1) **日本工業大学育英資金**（貸与：返還時利子無し）

【貸与額】 出願した年度の学費の半額を上限とし、自己資金を差し引いた額

【出願資格】 1セメスター以上在籍し、他の奨学金を受けていないこと。当該学期の学費が未納である者。

【貸与方法】 学費に充当

【返還期間】 1年から最長5年

【募集時期】 7月・1月

(2) **日本工業大学工友会奨学金**（給付）

【給付年額】 200,000円（9月と3月の2回に分けて支給）

【出願資格】 本学に1年以上在籍する学部生および大学院生。卒業後、工友会会員として積極的に活動し、社会に貢献できる者。ほかに給付の奨学金を受けている者は不可。

【給付期間】 1年間（在学期間中1回限り）

【募集時期】 6月

(3) **日本学生支援機構奨学金**（令和2年度）

・ **日本人学生対象**（貸与）

【貸与額】 ○ **第一種奨学金**（無利子）

博士前期課程 88,000円／月額、50,000円／月額

博士後期課程 122,000円／月額、80,000円／月額

○ **第二種奨学金**（有利子）

5万円・8万円・10万円・13万円・15万円／月額

月額を自分で選択できる。

【出願資格】 本学に在籍する優れた者であって経済的理由により修学に困難がある者。

【出願期間】 4月

【返還免除】 日本学生支援機構の第一種奨学金については、「特に優れた業績による返還免除制度」があり、その内容により半額または全額免除の特典がある。学内選考後、機構へ推薦する。

【貸与期間】 採用時より卒業までの最短修業年限

【返還期間】 金額により最長20年

・ **留学生対象**（給付）

給付額 ○ **学習奨励費** 博士前期・後期課程とも 48,000円／月額

(4) **日本工業大学大川陽康奨学金**（給付）

対象学生 本学大学院入学予定者

詳細については在籍する学科にお問い合わせください。

クリーン・グリーン・エコキャンパス～環境にやさしいキャンパスを～

日本工業大学は、サステイナブルキャンパスの充実に向け、平成30年6月1日からN I T-E M S（日本工業大学環境マネジメントシステム）として、進化した環境保全活動がスタートした大学です。

キャンパス内にある全事業所や学生自治会をも含めた形で、全教職員が環境推進活動に取り組んでいます。環境問題は人類最大の関心事、といっても過言ではありません。学生諸君には、ぜひとも、クリーン・グリーン・エコキャンパスの標榜のもと、快適な学習環境づくりを心がけていただきたい。

学生環境方針

日本工業大学学生自治会は、大学とのコミュニケーションや連携を緊密に保ちつつ、学生自身の環境マネジメントシステムを構築し、実行し、継続的改善をはかります。

- 1 私たちは、将来を担う若者として、地球環境に対する有益な取り組みを主体的に行えるように心がけます。
- 2 私たちは、積極的に学び、研究し、環境に優しいエンジニアを目指します。
- 3 私たちは、学生生活を通してマナーやモラルの向上をはかり、自らの学ぶ環境を大切にします。
- 4 私たちは、エネルギーや資源を有効に使い、本学が掲げる「クリーン・グリーン&エコキャンパス」の達成を積極的に推進します。
- 5 私たちは、自らの環境保全活動が、地球住民と調和し、理解され、互いに協力しあえるよう努力します。
- 6 私たちは、この学生環境方針を達成するために、一致協力して環境保全活動を推進します。

私たちが創造していく 21 世紀の合言葉
“目ざせ 3 つの E 改革”

Ecology & Energy & Engineer

平成 28 年 3 月 1 日

日本工業大学学生自治会 中央執行委員会 委員長

喫煙マナーと環境を守ろう

喫煙が健康を害することは、いうまでもないことです。そのため、最近は、いろいろな場所で禁煙化が急速に広まっています。たばこの販売を禁止する国が出現する時代です。わが国でも、学校等多数の者が利用する施設では、受動喫煙の防止に努めなければならない、という健康増進法が施行されました。

喫煙者がたばこを吸わない人の健康を害することは、決して許されるものではないはずです。喫煙者は、このことを十分に認識してください。また、母親が喫煙者の場合は、子どもが肺炎、気管支炎やぜん息などを起こす割合が高くなっています。女性の方は特に認識しておくべきでしょう。

各種アンケートによると、本学では、全体の 8 割近くの学生が非喫煙者です。たばこを吸う人は少数派です。この少数派の喫煙者の喫煙マナーが大きな問題となっています。歩行喫煙、吸い殻のポイ捨てなどです。非常識で、‘喫煙資格’のない喫煙者には猛省を促します。

本学では、現在、分煙化を行っており、定められた場所に吸殻入れを設置しています。それ以外の場所での喫煙は禁止です。喫煙者は、ぜひ喫煙マナーと環境を守り、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

健康増進法

改正法の一部が施行され、令和元年 7 月 1 日より「学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等」では、原則として敷地内が禁煙になりました。（ただし、屋外で受動喫煙を防止する必要な措置が取られた場所に喫煙所を設置した場合は、その中でのみ喫煙することができます。）令和 2 年 4 月 1 日より全面施行となり、学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等以外でも多数の人が利用するすべての施設が原則として屋内禁煙となりました。

迷惑行為はやめましょう

学生のモラルやマナーのことで、地域住民から大学へ、次のような苦情がたびたび寄せられています。

- たばこの吸殻・ゴミ・飲料容器などを通学路や住居内に投げ捨てる。
- 大声を発しながら歩く。
- 道いっぱいに広がって歩き、通行や交通の妨害をする。
- 大学周辺の路上に違反駐車する。
- 買い物目的ではなく、店舗が所有する駐車場に長時間駐車する。
- ゴミの分別がなっていない、など。

社会秩序を守れない非常識な学生は、日本工業大学の‘恥’です。違法・迷惑行為は絶対やめましょう。

スケートボード・キックボード等は絶対に禁止

スケートボード・キックボード等の使用は、通行人の迷惑となるだけでなく、ひとつ間違えば死亡事故にもつながりかねません。キャンパス内はもちろんのこと、通学路での使用も絶対にしないようにしてください。

スマートフォン等の使用マナー

スマートフォン等は大変便利なツールですが、他人に迷惑がかからないように、使用する場所をわきまえましょう。電車内、教室、図書館などではマナーモードに設定して通話はしないようにしましょう。もちろん「ながらスマホ」は厳禁です。

悪質ないたずらは厳罰

最近、学内において器物破損や学内環境を乱すような悪質な行為が発生しています。行為者が本学学生であると特定できたときは、学則に基づき、重い懲戒処分に付します。悪質な行為の目撃情報などがありましたら、ぜひ学生支援課まで寄せてください。

その他

学内において無許可で物品の売買はできません。また政治活動や宗教、投資等の勧誘行為は行えません。

一人暮らしの学生諸君へ

親もとを離れ、アパート・マンションなどで自活している学生諸君は、とくに健康には十分注意をはらいながら生活してほしいものです。栄養バランスのとれた食事、適度の睡眠などを心がけ、自らつくる快適な生活環境のもと、シングルライフを楽しんでください。

アパート・マンション等の紹介

現在住んでいるアパート・マンションを借り替えたいときは、大学のキャンパス内にある（株）NITクリエイトの不動産部で紹介してもらうのが便利です。大学周辺にあるアパート・マンションの豊富な物件を取り扱っています。

賃貸契約は順守しましょう

入居に際しては、学生と家主との間で、賃貸契約書を交わすことになります。契約した内容は守らなければなりません。家主の許可なく勝手に室内を改造することや、家主に事前に申し出ることなく、アパート・マンションを転出することは避けてください。

移転したら住民登録を

住居を移転したときは、直ちに「住所・電話番号 変更届」を学生支援課に提出するとともに、新しい居住地の市区町村役所で住民登録をしてください。その際、旧居住地の役所からもらう転出証明書と印鑑を持参します。旧配達郵便局にも転居先を届けておきましょう。

地域のルールを守ろう

大学生は特別で、自由気ままな振る舞いをしていいと思っていませんか。そのように思っているとしたら、大きな間違いです。たとえ学生であっても生活するに当たっては社会を構成する一員として、守るべきルールが存在します。社会人としての自覚を持ち、地域のルールを守りましょう。

☆注意事項

- 日常生活において、近隣の住民に迷惑を及ぼすような騒音を発しないこと。
- ゴミの処理は、居住地区によって分別の種類や収集の曜日などが異なりますので、居住する地域のルールにしたがって行うこと。
- 転居等の際に粗大ゴミを放置しておかないこと。

こんなことにも気をつけよう

- 電気、ガス、灯油などによる火災には十分すぎるほど注意を払いましょう。また、玄関先などに燃えるようなゴミを出したり、寝たばこをしたりすることはやめましょう。万一の事態に備えて、消火器を常備しておきましょう。
- 空き巣狙いによる盗難に対する日ごろの備えをしておきましょう。
- 訪問販売や割賦販売は、できるだけ避けたほうが無難です。無用と思ったらきっぱりと断りましょう。玄関から中に入れてはいけません。相手が執拗だったら警察に通報しましょう。

病気などをしたときのために

病気やケガなどで医療機関を利用するときに必要なのが、健康保険証です。健康保険証が家族と共用で自分専用の保険証を持っていない場合は、保護者から「遠隔地被扶養者証」(P.89)を取り寄せておいてください。外国人留学生は、国民健康保険(P.89)に加入して万一のときに備えましょう。

急病のときは119番へ

一人住まいをしていて急病にかかり、身動きできない状態に陥ったときは、119番に連絡しましょう。携帯電話でもつながります。その際、住所、氏名、年齢、症状などを相手に伝えましょう。出勤中の救急車から連絡が入るかもしれないので、救急車が到着するまで電話を使用しないようにしましょう。

日本工業大学周辺の主な医療機関

● 緊急医療機関

東埼玉総合病院 0480-40-1311

● 救急電話相談・医療機関案内

#7119 または 048-824-4199へ (24時間対応 精神科・歯科・口腔外科以外)

医療機関名	電話番号	受付時間帯	休診日
東埼玉総合病院	0480-40-1311	午前8時30分～11時30分 午後12時～16時30分 ※時間外急患受付あり。(夜間・休日可。要電話)	土曜午後・日祭日
東埼玉総合病院附属 清地クリニック	0480-37-2511 内科以外は 要予約	午前8時30分～11時30分 午後13時30分～16時30分	土曜午後・日祭日
宮代福祉医療センター 六花 (内・小・整・外)	0480-36-2760	午前8時30分～11時30分 午後13時30分～15時30分 整形：第2・4週土曜日午前のみ ※時間外急患受付あり。(夜間・休日可。要電話)	土曜午後・日祭日
坪井内科医院 (内・小・皮)	0480-32-0267	午前9時～12時 午後15時～18時	水曜・日祭日
鈴木医院 (内・外・整)	0480-37-1500	午前8時45分～12時15分 午後14時～17時45分	木曜午後・土曜午後 日祭日
もとむらクリニック (内・呼・アレルギー)	0480-36-2121	午前8時30分～12時 午後15時～18時 (日曜日は午前9時～12時)	水曜・日曜午後・ 祭日
今井病院	0480-32-0065	午前9時～12時30分 午後14時～16時30分 (木曜日午後は時間延長)	日祭日
すずき整形外科 クリニック	0480-31-1181	午前9時～12時 午後15時～18時30分 (土曜日は午後15時まで)	木曜・日祭日
杉戸クリニック (外・内・整・リハ・ 放射線科)	0480-33-0088	午前8時30分～13時 午後15時～18時 (土曜日は午後14時30分まで) (金曜日は内科16時～)	木曜・土曜15時以降 日祭日
朝尾整形外科	0480-33-5380	午前9時～12時 午後15時～18時	水曜午後・土曜午後 日祭日
いそ整形外科医院	0480-33-8611	午前9時～11時50分 午後14時～17時50分	水曜午後・土曜午後 日祭日
杉戸耳鼻咽喉科医院 (予約制)	0480-33-1660 予約番号	予約時間：午前7時～10時 (火曜日は12時30分～18時30分)	火曜午前・木曜・ 日祭日
西本眼科	0480-32-2105	午前9時～12時 午後15時～18時	木曜午後・土曜午後 日祭日
杉戸いわたけ眼科	0480-37-1730	午前9時～12時30分 午後15時～18時 (土曜日は午後13時まで)	木曜・土曜午後 日祭日
佐久間歯科	0480-35-1151	午前9時～12時30分 午後14時～19時30分	木曜・日祭日
高柳歯科医院	0480-37-1181	午前9時～13時 午後14時30分～18時30分 (土曜日は17時まで)	水曜午後・日祭日
高田歯科	0480-33-6697	午前9時～12時 午後14時～20時 (火曜日は17時30分まで・土曜は午後17時まで)	木曜・日祭日
宮代皮膚科	0480-34-6760	午後13時30分～18時 (土曜は午後17時まで)	水曜・日祭日

診療時間や休診日が変わることがあります。各医療機関に電話で確認の上、受診して下さい。

詳細は、健康管理センター医務室 (0480-33-7539) まで、お問い合わせ下さい。

うまい話にご用心

最近、巧妙な手口を駆使して、お金をだまし取ったり、高額な商品を売りつけたりなどする悪質な商法が増えています。代表的な事例を以下に挙げてみましたので、くれぐれも用心するようにしてください。

悪質商法あれこれ

- 路上等で、アンケートなどと言って、販売目的を隠して近づいてくる事業者がいます。店などに連れて行かれると、商品を買うまで帰してもらえなかったりします。(キャッチセールス)
- 安売りや新商品普及の名目で、会場に人を集め、日用雑貨品を無料で配り、おもしろおかしく雰囲気を盛り上げ、人々を興奮させた状態で高額な商品を売りつける、といった商法があります。(催眠商法)
「タダ」「無料」「格安」「激安」「プレゼント」の言葉につられないようにしましょう。
- 電話で、「あなただけに、耳寄りな話が」「期間限定で紹介している」「プレゼントがあるので取りに来て」などとウマイ話で誘い出し、商品を買ったり、契約をさせたりする商法があります。(アポイントメントセールス)
「選ばれました」「あなただけは特別」「特典」などの誘い文句に惑わされないように。
- 「友だちを誘って入会させ、商品を買えば超もうかるよ」などと誘って、販売組織の会員を拡大させようとする商法。(マルチ商法) 思うように会員を誘うことができず、高額な商品を買わされるはめになることがあります。
「必ずもうかる」「絶対、損はさせない」といった言葉を信じてはいけません。
- 電話やインターネットなどで、資格が簡単に取れるからと受講を勧められます。あいまいな返事で対応していると、「契約した」と解釈されて、商品と請求書が送られてきます。(資格商法)
契約の意思がないときは、あいまいな返事は避け、はっきり「NO」と断りましょう。
- 全く身に覚えのない携帯電話サイトの利用料や、不当に高額な延滞料の支払いを求める脅迫まがいのメールを送りつけられるなどの被害が多く発生しています。(架空・不当請求) そんな目にあったら、返信や電話はしないようにしましょう。メールの内容は後で証拠になるので、その記録を残しておきましょう。
身に覚えのない場合は反応しないで徹底的に無視しましょう。
- 1回だけ着信音を鳴らして切り、着信記録に電話をかけさせたり、親しげな書き出しのメールを送り、友達だと思わせて開封させ、商品の広告を読ませたり、出会い系サイトやアダルトサイトの案内をすることがあります。不用意に返信すると、自分の情報を事業者に知らせてしまうことになり、その後、不当請求や、しつこい勧誘が繰り返されることがあります。
携帯電話での返信はくれぐれも慎重に。
- 学生の名前を装ったり、学生を加害者にしたりして、もっともらしい緊迫した状況をつくりあげ、家族や親戚などへ電話で、緊急に現金が必要だからと、特定の銀行口座に入金させる手口が急増しています。(振り込め詐欺等)
日ごろから、家族間で対応を考えておき、お互いの連絡を密にしましょう。
- 身分を偽り、公的機関の職員と思わせる格好で訪問し、事実と違うことを言って商品を売りつける事業者がいます。(訪問販売) 公的機関の職員が自宅やアパートを訪問し販売することはありません。親もとを離れ、アパート暮らしの学生諸君は特に注意してください。
ドア越しに用件を聞き、不要ならきっぱりと断りましょう。
- 注文もしていないのに、一方的に品物を送りつけてくる場合があります。(送りつけ商法) 代金を支払う義務も、商品を送り返す義務もありません。ただし、14日間は保管しておく義務があり、その後の処分は自由です。代金引換郵便で送りつけてくるものもあります。注文したかどうかわからないものは、その場では受け取らないようにしましょう。

クーリング・オフ

訪問販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内なら消費者が一方的に、無条件で契約がなかったことにできる制度です。自分で、クーリング・オフ通知書を書いて、手続きができます。

消費者契約法

事業者の説明に問題があって、消費者が判断を誤って契約した場合などは、取り消しを求めることができます。消費者に一方的な負担を求める契約の条文も無効になります。

トラブルにあったら、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター（本所） ☎048-261-0999〔月曜日～土曜日 9:00～16:00(日曜日・祝日、年末年始を除く)〕
全国統一消費者専用ダイヤル ☎局番なし「188」

学生ローン

「学生証だけで低利融資します」といった誘い文句で勧誘する学生ローンには、くれぐれも注意してください。安易な気持ちで利用すると、たとえわずかな借金でも、利息が増え続け大変なことになるかねません。

サイバー犯罪

あらゆる情報が手に入るインターネット。ますますその普及が広まる一方で、インターネットを利用した犯罪など、さまざまなトラブルが急増しています。こうした被害にあわないように十分注意しましょう。

- 「代金を振り込んだのに商品が届かない」といったトラブルが多くなっています。インターネット・ショッピングにも気をつけましょう。誰もが自由に利用できるインターネット上では、「なりすまし」が存在することがあります。ホームページが突然なくなり、連絡がとれなくなるなどのリスクがあることを十分認識して、次のことを心がけましょう。オンラインマークなどを確認する。取引の過程を印刷して記録を残す。自分のクレジット情報の入力や、代金の前払いは避ける。
- インターネットのサイトを次々に見ていくうちに、自分では、気づかないうちに国際電話につながるプログラムがパソコンに設定されてしまうことがあります。国際電話の利用を休止することもできます。

国際電話不取扱受付センター ☎0120-210364

(オペレータ案内：平日 9：00～17：00/自動音声案内：平日、土日祝日24時間対応)

あやしいプログラムはダウンロードしないようにしましょう。

サイバー犯罪については、警察に連絡してください。

埼玉県犯罪被害者支援室（犯罪被害者相談センター）

犯罪被害や交通事故のあったとき、犯罪や事故で身近な人をなくしたとき、いろいろな形で思い悩むことがあるかもしれません。そんなとき、電話相談やカウンセリングを通じて精神的なサポートをしてくれます。相談は無料で、専門の相談員が相談にあたります。

フリーダイヤル ☎0120-381858 [月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）]

ストーカー被害の相談は警察へ

ストーカー（悪質つきまとい、監視・のぞき、住居侵入、痴漢、無言電話、わいせつ電話、脅迫電話、ネットストーカーなど）は、被害者にとって精神的負担が重くのしかかります。また、放っておくと、その行為はエスカレートし、身の危険さえ覚えることにもなります。警察に相談するなど早期に手を打つことが、重大な犯罪を未然に防ぐことにもなります。

全国共通の警察相談 #9110（プッシュホン回線専用 携帯電話からもつながります）

埼玉県警察本部 けいさつ総合相談センター ☎048-822-9110（両方とも24時間受付）

インターネットでのマナーとルール

スパム（迷惑）メールが届いたときには、返事をしたり転送しないようにしましょう。出会い系サイト、海賊版ソフトの通信販売、やせる薬などは迷惑メールなので、注意が必要です。

SNS等インターネット上での情報発信

ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等をはじめとするSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への悪ふざけの投稿が、社会的に大きな問題としてニュース等で取り上げられています。他人のプライバシーを侵害したり、公共の場でのいたずら行為を投稿した結果、本人はもとより家族や大学に迷惑をかけ、他人の利益に損害を与えることで法的に訴えられる場合もあります。

本学の学生諸君は、改めて社会の一員として節度と品位を守り、自覚を持った行動を心掛けてください。

SNSの特性を理解し、発信した情報に責任をもち、誤解を与えるような投稿は慎むように注意してください。

不用意に自分の氏名、住所、電話番号などの個人情報を発信しないよう注意してください。

ファイル共有ソフトのダウンロードにも注意をしましょう。著作権者の許諾を得ていない音楽ファイル・ソフトウェア・映像ファイルなどは、アップロードすることもダウンロードすることも違法行為になります。

ハラスメントについて

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他個人の尊厳を不当に傷つける言動のことを言います。

（１）セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により不快感を与えることです。

性的な言動の例として次のような行為があります。

- ◆性的な発言：性的な冗談、食事等への執拗な誘い、身体的特徴を話題にするなど
- ◆性的な行動：性的関係の強要、身体への不必要な接触等の直接的行為、ストーカー行為、わいせつな画像の掲示・表示など

（２）パワー・ハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境等が害されるものであり、典型的な言動には身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害などがあげられます。

例として次のような行為があります。

- ◆殴打、足蹴りを行ったり、物を投げつけたりする行為
- ◆人格を否定するような行為
- ◆必要以上に長時間にわたり厳しい叱責を繰り返し行ったり、大勢の前で大声で威圧的な叱責を繰り返し行ったりする行為など

ただし、教育上や職務上の必要かつ適正な注意や指導、指示等は、パワー・ハラスメントではありません。

（３）アカデミック・ハラスメントとは、大学内での地位の違いを利用して、教育・研究活動を阻害したり、相手に不快な思いをさせたりすることです。

例として次のような行為があります。

- ◆学生に教育・研究活動に関係のない私的な用事や雑務を強要する行為
- ◆指導を受ける立場にある者がこれを拒否したことにより、差別的な指導を行ったり、適正な評価を行わない行為
- ◆学生の希望しない研究テーマを押し付けたり、合理的な理由なく退学等勧奨をしたりする行為など

（４）その他、飲酒の強要や風評の流布、個人の信条や性別などにに基づく差別的な行為、他の者の意に反する言動であり、他の者にとって不快な言動や差別的な行為なども個人の尊厳を傷つけるハラスメントになりえます。

●ハラスメント防止のために

加害者に悪意はなくても、被害者には精神的・肉体的苦痛を与えてしまうことがあります。加害者とならないために、次の事柄について常に振り返るようにしましょう。

◆日頃の偏見を排除する

知らず知らずのうちに、偏った考えになっていないでしょうか？「男性だから・・・」、「女性だから・・・」など無意識な偏見や、「普通は・・・」という考えが差別的な発言につながる可能性もあります。あらゆる偏見に対して日頃から注意を向けましょう。

◆立場に関係なく互いを尊重する

立場や能力の違いから、相手の人格を否定するような言動や相手の意見を尊重できないことはありませんか？教員、職員、学生などの立場に関係なく、私たちはそれぞれが尊重されるべき人格を持ち、不当に傷つけられることは許されません。常に、相手の気持ちを思いやり接することが大切です。

●ハラスメントの現場を見かけたり、自分が被害を受けたりしたら

ハラスメントと思われる言動・行為を見かけたら、立場・地位に関係なくその場で注意してください。注意により、反省・改善が見られない場合には、相談窓口にご相談してください。

自身がハラスメントの被害を受けた場合には、不快であることを明確に意思表示しましょう。不快と感じるあなたの気持ちは尊重されるべきものです。相手の前での意思表示が難しい場合や、意思表示をしても改善が見られない場合には周囲の方や、相談窓口にご相談しましょう。

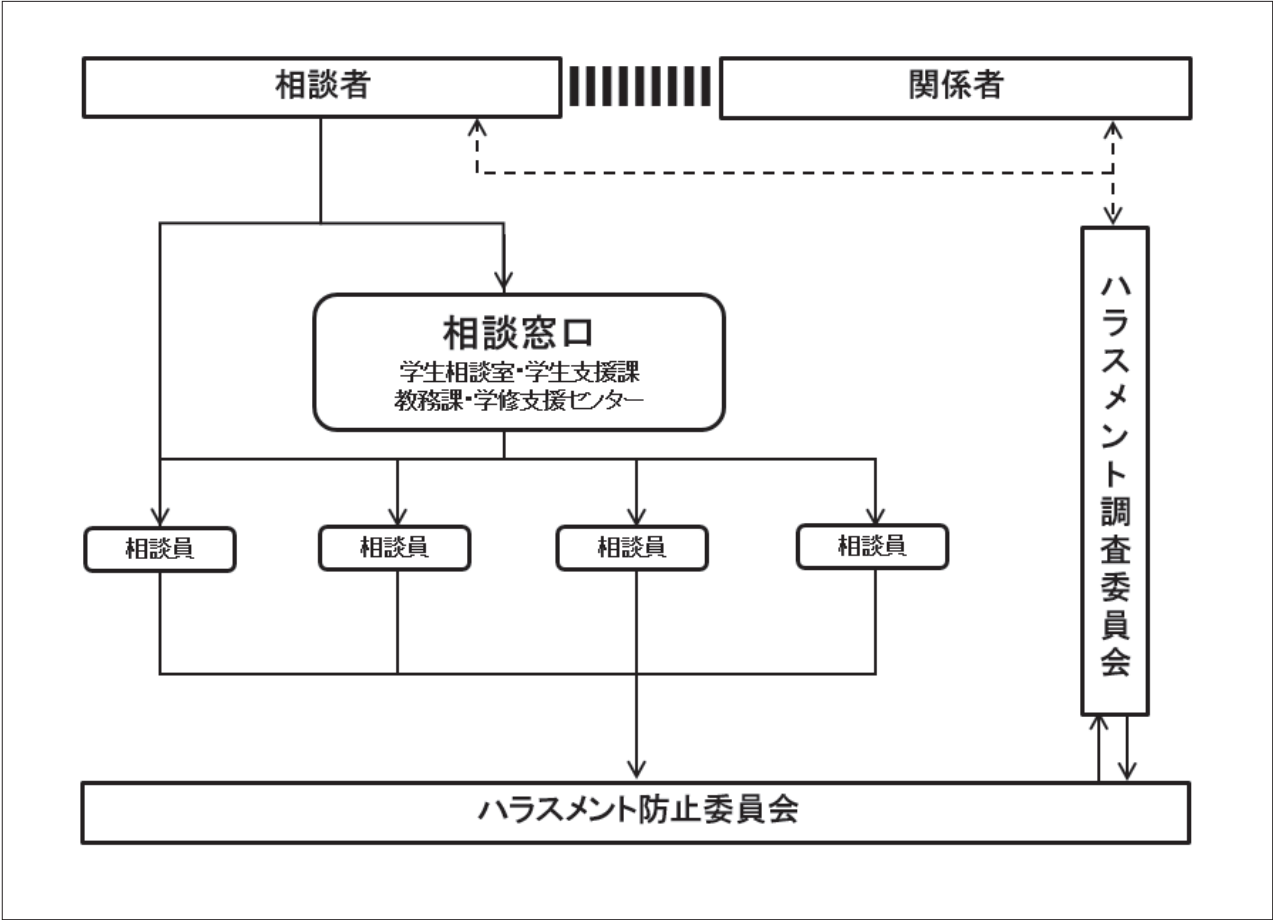
●相談窓口と相談員

本学では、「日本工業大学ハラスメント防止等に関する規程」及び「ハラスメント防止・対応ガイドライン」を制定しています。また、リーフレットを配布して、ハラスメント防止に努めています。もし、被害にあった場合は、一人で悩まずに、勇気を持って、下記の相談窓口か相談員まで連絡してください。相談内容や名前等のプライバシーは必ず守られます。相談することが、あなたにとって不利になることはありません。

相談窓口および相談員については、本学のホームページをご確認ください。

URL：https://www.nit.ac.jp/campuslife/support14.html

- ・相談員は、本学常勤の教員・事務職員です。
- ・相談者は、相談員を途中で代えることもできます。



健康管理について

健康管理センター（保健室）

学生をはじめ教職員の健康保持増進のため健康管理センターが設置されています。

健康管理センターでは日常の健康管理のため看護師が常時勤務しています。体調不良時やケガをした場合は、応急処置等を行い、必要に応じて医療機関を紹介いたします。また、健康について気になることがあればご相談ください。

医療機関で感染症（例：新型コロナウイルス、インフルエンザ、麻疹）と診断された場合や、感染症を疑う場合（高熱や発疹など）は健康管理センターに電話やメールで連絡をしてください。判断に迷う場合も連絡してください。

また、有料ではありますがインフルエンザ予防接種も実施しています。

社会的活動としては、AED講習会、熱中症予防講習会や献血を学生の協力を得て行っています。また、健康管理センター窓口モニターを設置し、体育館・グラウンド日なた・グラウンド日影の暑さ指数（WBGT）の実況値を掲示し熱中症予防に努めています。

定期健康診断

定期健康診断は「学校保健安全法」及び「感染症法」で年1回の受診が義務づけられています。

健康診断の日程が近づきましたらポータルサイトでお知らせします。注意事項を確認の上受診してください。

また、新院生は胸部撮影が必須です。受診出来なかった場合は、健康管理センターまでご連絡ください。

医師による健康相談

週1回（春季・夏季・冬季休暇期間を除く）内科医師による健康相談・肥満に対する運動指導を実施しています。費用負担はありませんので、安心して相談にお越しください。毎週水曜日の15時～17時に来学していますが、医師の都合により変更になる場合があります。ご相談する際は、健康管理センターまでお問い合わせください。

健康診断証明書の発行

定期健康診断を受診した学生を対象に健康診断証明書を発行しています。健康診断証明書は、就職活動・教職課程において必要となります。発行を希望する方は、教務課の自動証明書発行機にて「健康診断書発行申請書」を発行し、健康管理センターへ申し込んでください。受診日より1年以上経過したものは発行できません。

救急セット貸出

対外試合、合宿、研究室のゼミ旅行をする場合には、救急セットの貸し出しをします。必要とする団体は、健康管理センターへ申し込んでください。

献血に協力しましょう

本学では、年2回、集団献血を実施しています。献血によって大勢の人の命が救われています。ぜひ、献血にご協力をお願いします。献血することによって、自分の血液型を知ると同時に、身体のチェックができるメリットもあります。

健康管理センター

TEL:0480-33-7539 アドレス:kenkou-kanri@nit.ac.jp

保険についての基礎知識

本学の学生は、すでに学生教育研究災害傷害保険と学生団体傷害総合保険に加入しています。思いがけない事故などにあい、傷害を受けたときに保険金が支払われますので、よく認識しておいてください。もし、傷害を受けたときは、必ず学生支援課へ報告し、必要な手続きをとることを忘れないでください。

学生教育研究災害傷害保険と学生団体傷害総合保険については、休学期間中は適用されません。

学生教育研究災害傷害保険

次のようなときに発生した災害や事故で、学生が傷害を受けたときは、傷害の程度により保険金が支払われます。

- ① 講義、実験・実習、演習または実技の授業（正課）中
- ② 大学が主催して行う入学式、オリエンテーション、卒業式などの学校行事中

- ③ 大学が教育活動のため所有、使用または管理している施設にいる間
- ④ 大学の施設外で、大学が認めた学生団体が体育活動または文化活動などの課外活動を行っている間
- ⑤ 通学中 など

詳細については、巻末の「学内規程・その他」中に記載している学生教育研究災害傷害保険を参照してください。

学生団体傷害総合保険

この保険は、24時間担保傷害総合保険といい、より充実した保険です。

この保険の特色は、次のようになっています。

- ① 正課および課外活動中の傷害はもちろんのこと、日常生活（24時間いつでも）での傷害も対象となります。
- ② 治療日数が1日だけでも適用されます。
- ③ 治療費の金額が、保険金額の範囲内で支払われます。

詳細については、巻末の「学内規程・その他」中に記載している学生団体傷害総合保険を参照してください。

遠隔地被扶養者証 親もとから離れて暮らしている学生に必要です

親もとから離れてアパートなどで学生生活を送っている学生は、医療機関で治療を受けるときに、その場で提示できる保険証がないと実費を自己負担しなければなりません。そのため自分専用の保険証を持っていない場合には、遠隔地被扶養者証を取得しておくことが必要です。

遠隔地被扶養者証を取得するためには、まず、教務課で「在学証明書」を発行してもらい、それを保護者の下へ送ります。保護者は、自分が加入している保険組合で手続きをして被扶養者証を取得することになります。学生は、それを大切に保管するようにしてください。

外国人留学生は国民健康保険に加入を

外国人留学生は、とくに健康に留意してください。不慣れな生活環境で精神的な苦労も大変だと思います。病気やケガなどで医療機関へ行くと高額な治療費がかかります。治療費の負担を大幅に軽減するためには国民健康保険に加入することです。詳しくは、P.104を参照してください。

知っておきたい知識

エイズ

エイズ（AIDS）は、後天性免疫不全症候群のことで、HIVというウイルスで起こります。免疫力が低下し、さまざまな感染症や悪性腫瘍などにかかりやすくなる病気です。主な感染経路は、性行為による感染、注射器の回し打ちなどによる感染のほか、母子感染があります。

エイズは、外国だけの話ではありません。日本でも急増しているのが実態です。血液検査をすれば、感染しているかどうかわかります。血液検査は、全国の保健所でできます。プライバシーも守られます。感染の予防策としては、性行為の際はコンドームを正しく使うこと。また、麻薬や覚せい剤には絶対手を出してはいけません。HIV感染の危険に関係なく、心身がボロボロになってしまう違法行為です。

急性アルコール中毒

お酒（アルコール）を飲むことによって血液中のアルコール濃度が最高に達するまでには通常30分から1時間かかります。このとき酩酊度（酔いの深さ）はもっとも深くなります。ゆっくり飲んでいれば、その深さを自覚できますが、イッキに飲んだときはアツという間に昏睡状態へ進み、全身麻痺と同じ状態になります。それがさらに進むと呼吸も麻痺して死に至ります。

イッキ飲みや飲めない人にお酒を強要して、急性アルコール中毒を起こさせた場合、強要した人は、過失傷害罪、過失致死罪にも問われかねません。

お酒の無理強いやイッキ飲みは絶対やめましょう。

薬物乱用

最近、大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用や販売などの理由で、大学生が逮捕される事件が増えています。

乱用というのは、薬を処方箋に書かれている以外の目的や方法で使用するのことをいいます。薬物を乱用することにより、使用することを自分でやめることができない状態に陥り、死に至ることもあります。

薬物には、中枢神経を興奮させる作用、抑制させる作用、幻覚を起こす作用などがあります。ヘロイン・コカイン・LSDなどの**麻薬**、**覚せい剤**、**大麻**、睡眠薬・抗不安薬などの**向精神薬**、シンナー・トルエンの**有機溶剤**などがあります。最近では、コークやスピードといった俗語で呼ばれることも多く、薬物だと知らずに手にしてしまう危険もあります。

薬物乱用は犯罪です。薬物の所持・使用・譲渡・譲受・売買は、法律で厳しく禁止されています。覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒薬及び劇物取締法があり、懲役10年以下の罰を受けます。

身体に障がいを持つ学生のみなさんへ

本学では、学科および事務局に複数の「障がい学生相談員」を配置しています。

身体の障がいにより、大学での学修、生活を送る上で相談したいことがある場合は、気軽に各学科等の「障がい学生相談員」を訪ねてください。

また、相談したい内容により、どこの「相談窓口」がよいか迷ったら、まずは学生支援課を訪ねてみてください。

※本人の意に反して障がいに関する情報を公開することはありません。

学生相談 こころの健康を求めて

学生相談室

大学院は、大学の研究よりもさらに自分の研究を深めてゆく時期であり、研究を突詰めてゆく上での苦悩や専門的なキャリアの形成についての葛藤が強くなります。また、大学生よりも履修などに自由が生まれますが、自由な時間をどのように使っていくかなどについて、大学時代よりさらに高度の自主性・主体性が学生に要求される時期でもあります。

この時期のちょっとしたつまずきは、それを乗り越えることで、自分を成長させてくれる糧となりますが、一方で、そのつまずきを乗り越えられない不安から、一人で悩みを抱えこみ立ち尽くしてしまうこともあるかもしれません。そのような悩みに対し、こころの専門家が問題を一緒に解決してゆく場が学生相談室です。

学生相談室には、公認心理師・臨床心理士が3名勤務しており、カウンセリングを提供しています。カウンセリングとは、「悩み」や「葛藤」などの心理的な問題を通して、自分を見つめなおし、自分らしい問題解決法、自分らしい価値観・人生観を模索していく作業です。プライバシーの保たれた空間で、主に対話を通して、自分の内面の声に耳を傾けてゆきます。どんなことでも相談に応じますので、一人で抱え込まずに相談室にいらしてください。

相談内容（例）

- ・ 人間関係がうまくいかない
- ・ 自分性格が気になる
- ・ いつも不安で緊張している
- ・ 一人暮らしで気が塞いでいる
- ・ 研究室になじめない
- ・ 家族のことで悩んでいる
- ・ 進路のことで迷っている
- ・ 就職活動が怖くて手をつけられない
- ・ 人と会うのが不安で部屋にひきこもってしまう

相談日と場所

月曜日～金曜日 10：00～17：00

1号館1階106号室

☎0480-33-7612（直通）

予約受付は、電話・FAXで行っております。直接、学生相談室でも予約を承ります。

課外活動編 キャンパスライフの充実を求めて

学生生活は、学業中心であることはいうまでもないことですが、自分なりの価値観や人格を形成していくことも非常に大切なことです。

個人的な趣味や才能をとおして人と出会い、同好の集団の中で活動することで、協調することを学び、忍耐力・責任感を身につけ、人間としての幅を広げていく。学生であればこそできることです。キャンパスの中で自分の「居場所」を見つけてみてはいかがでしょうか。

学生自治会

学生は、入学と同時に学生自治会の会員になります。学生自治会は、学生活動の自主的な発展と会員相互の親睦を図ることなどを目的とした組織です。

学生自治会には、自治会の執行機関である中央執行委員会をはじめとする各種委員会、体育会、文化団体連合会のほかに、自主サークルがあります。

学生が主催して行う学内イベントの代表的なものとして、『若杉祭』（大学祭）や体育祭などがあります。積極的に参加して、青春を謳歌しましょう。

委員会等

中央執行委員会、大学祭実行委員会、体育祭実行委員会、卒業アルバム委員会
学生生活向上委員会、学生環境推進委員会、体育会、文化団体連合会、吹奏楽団

体育会所属クラブ（24）

アーチェリー部、アメリカン・フットボール部、空手道部、弓道部、剣道部、硬式庭球部
硬式野球部、ゴルフ部、サッカー部、自転車競技部、柔道部、少林寺拳法部、スキー部、軟式庭球部、軟式野球部
体操競技部、卓球部、バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部
ハンドボール部、陸上競技部、ワンダーフォーゲル部、ラグビー部

文化団体連合会所属クラブ（16）

コミック・イラスト研究部、サウンド・オブ・ミュージック、写真部、車両製作部、新建築デザイン研究会（NADS）、哲学研究部、特撮研究部、美術部、BJPフルバンド・ジャズ・サークル、放送研究部（NBC）、マイクロコンピュータ研究部、無線部、モダン・フォーク・ソング・クラブ（MFSC）、友遊楽団、ユース・ホステル・クラブ（YHC）、ロックフィールクラブ

自主サークル（令和元年度届出分）（17）

RPGサークル、eスポーツサークル、エアソフトサークル、将棋サークル、車両競技サークル、書道サークル、超イラスト研究会、TCGサークル、日工大フットサル、NICOJOサークル、文化表現研究会、ボードゲームサークル、模型同好会、留学生会、輪ゴム銃同好会、筋肉研究会、オカルト研究会

県人会（6）

秋田県人会、沖縄県人会、新潟県人会、ヒラメ会(青森県人会)、福島県人会、宮城県人会

クラブ・サークルを作りたいときは

学生が、新しくサークルなどの団体を結成しようとするときは、10人以上の人数と、専任の教職員を顧問に置くことが必要となり、「団体結成届」を学生支援課に提出します。詳細については、巻末に記載してある「学生自治会会則」を参照してください。

課外活動における諸注意

学内で集会等を催すときは

- 学内で、学生が主催する学生総会、講演会、コンサートなどの集会等を開催するときは、責任者を定め、その目的、種類、日時、場所のほか、会費を要するときはその金額を記入し、学生支援部長の許可を得なければなりません。
- 大学祭、体育祭、学生総会を除き、学内での行事、会合、集会などは放課後に行うことを原則とします。
- 学外の人を学内に入れるときは、学生支援部長の許可が必要です。

学外で集会等を催すときは

- 学生団体が、学外で合宿や他団体との試合などを行う場合は、当該団体（個人の場合も含む）の責任者は、「対外活動許可願」を7日以前に学生支援課に提出し、学生支援部長の許可を得てください。終了後は、「大会結果報告書」（体育会）もしくは「対外活動結果報告書」（文化団体連合会・自主サークル）を学生支援課に提出します。
- 学生団体が、学外の諸団体に加入・加盟するときは、当該団体の責任者は、15日以前に学生支援部長に願い出て、許可を得てください。
- 学生団体（個人の場合も含む）が、学外で日本工業大学の名称を用いて集会等を催すときは、当該団体の責任者は、7日以前に学生支援部長に願い出て、許可を得てください。

印刷物の配布、掲示などについて

- 学生が学内で印刷物を勝手に配布してはいけません。
- 学生団体が、学内に掲示しようとするときは、学生自治会中央執行委員長の許可を得て、学生自治会専用の掲示板を利用してください。

学内施設の利用について

課外活動などで利用できる施設として、次のような施設があります。

体育施設

- 体育館、武道場、弓道場、アーチェリー場、野球場、陸上グラウンド、テニスコート等の使用に当たっては、授業を最優先とし、次いで体育会に所属する当該競技団体の練習や試合などの課外活動が優先されます。休暇中、日曜・祝祭日などに、これらの施設を使用したいときは、使用する1週間前までに「大学施設使用許可願」に必要事項を記入の上、健康管理センターの許可を得た後、学生支援課に提出してください。
- 野球場、陸上グラウンドなどの屋外施設の使用に当たっては、グラウンドコンディションによっては、使用許可を取り消すことがあります。
- 体育館内のトレーニング場を使用するときは、「利用者講習会」を受講した上で、事前に健康管理センターに申し出てください。使用に当たっては、心得を守り、ケガのないように注意を払ってください。
- 体育施設内での喫煙は禁止です。また、体育館での土足も厳禁です。
- 体育施設の使用後は、清掃、整備、除菌消毒をきちんと行ってください。
- 運動後は、体育館内にあるシャワーを自由に使用することができます。

教室の使用

学生団体が、課外活動などで、授業に使っていない教室を使用したいときは、使用する1週間前までに「大学施設使用許可願」を学生支援課に提出し、許可を得てください。禁止事項等の制約がありますので、遵守してください。

宿泊施設

合宿棟

学生団体が、課外活動などのために宿泊の必要が生じたときは、合宿棟を利用できます。使用に際しては「合宿所使用申込書」に必要事項を記入し、使用月前月の学生自治会主催の合宿棟スケジュール会議に参加してください。（詳細は学生自治会 中央執行委員会まで問合せください）

学友会館

学友会館は宿泊施設を有していますが、学生の宿泊はできません。ただし、学生の保護者は宿泊できます。

学外施設

学生諸君が旅行や合宿のために利用できる施設が学外にあります。学生の家族の方や本学園を卒業した方も利用できます。申し込みは学生支援課で受け付けています。詳細については、巻末の使用要領を参照してください。

赤倉山荘

新潟県の妙高高原にあります。160人収容の大型施設です。大浴場は温泉つきです。近くの赤倉スキー場は、ゲレンデが豊富で、スノーボードやスキーには絶好のスポットです。

スチューデントホール

1階は多目的ホールで、学生は自由に利用することができます。ほかの利用者に迷惑がかからないように節度を守って使用してください。

半地下には、防音が施されたスタジオが9室あり、主に音楽団体の利用に供しています。スタジオの使用は、9：00～16：30までの「第1部」と17：00～21：00までの「第2部」に分けて使用するものとします。第1部の使用希望者は、使用当日に学生支援課において学生証と引き換えにスタジオの鍵を受け取り、使用後は16：30までに鍵を学生支援課まで返却してください。返却時間が守れない場合は、スタジオの貸し出しを禁止することがあります。第2部の使用は、原則として大学公認の音楽団体を優先とします。使用を許可された音楽団体は、使用当日に守衛室からスタジオの鍵を受け取り、使用後は守衛室に返却をしてください。

スチューデントラボ

正課の実験・実習とは別に、自分で何か“もの”をつくってみたい。そういう学生にお勧めするのがスチューデントラボです。ラボには、部品づくりに必要な工作機械や木工具などが用意されています。専任のスタッフが常駐していて、学生のものづくりに適切なアドバイスなどを行っています。

ラボ独自の企画もあります。学生支援課の掲示板で案内しますので、一度はぜひ参加してください。初心者も歓迎します。

※COVID-19（新型コロナウイルス感染症）対策で、一部課外活動、施設利用に関し制限する場合があります。

日本工業大学学生表彰

平成19年4月1日より、「日本工業大学学生表彰規程」に従って、下表に示す学生表彰を実施しています。詳細については、学生支援課に問い合わせして下さい。

<表彰名称と学生表彰項目>

	項 目	表 彰 名 称
学業面	学部卒業時において、各学科で学業成績が特に優れ、かつ人物が優秀と認められる者	学長賞
	大学院（博士前期課程）の修了時において、学術研究業績が特に顕著と認められる者	学長賞
	学部の単年度（1、2、3年）において、各学科で学業成績が特に優秀で、人物が優れていると認められる者	エクセレントスチューデント賞
	学部の単年度（1、2、3年）において、各学科でエクセレントスチューデント賞に準ずる学業成績優秀者で、人物が優れていると認められる者	リマークブルスチューデント賞
	学部のカレッジマイスタープログラムにおいて、定められた条件を満足し、特に優秀であると認められる者	カレッジマイスターエクセレント賞
	学部のカレッジマイスタープログラムにおいて、定められた条件を満足したと認められる者	カレッジマイスター賞
	学部卒業時において、英語科目で特に優秀な成績を挙げたと認められる者	英語教育センター長賞
学生生活面	課外活動において、特に優秀な成績を挙げたと認められる者	学生支援部長賞
	社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者	学生支援部長賞

LCセンターの利用について

LCセンターは豊富な図書・文献を備えた学術施設、インターネット、PC、AVシステムが整った情報施設、そして、授業やゼミ、クラブ活動など日常的な交流の場として、多目的に使用されるコミュニティ施設です。

利用する際は、利用方法や注意事項をよく理解しましょう。また、不明な点は2階カウンター担当者に相談して下さい。

入 館

●利用できる者

学部学生、大学院学生、留学生別科学生、研究員、研究生、科目等履修生、本学卒業生、本学教職員、その他センター長が許可した者。

●開館時間

月曜～土曜 9：00～20：30（授業期間）

9：00～17：00（上記以外）

※変更となる場合があります。LCセンターHPで確認して下さい。

●休館日

日曜日、祝祭日、学園創立記念日、その他臨時に休館する場合があります。

利用上の注意

- 入館には学生証が必要です。忘れないで下さい。
- 図書施設内では静粛にし、携帯電話での通話や飲食等はしないで下さい。
- LCセンター内はすべて禁煙です。
- 掲示に注意し、職員の指示に従って下さい。
- 図書は大切に扱って下さい。

館内案内

●1階

館内案内（サイネージ）

タッチパネル式のデジタルサイネージで、館内の案内、およびイベントの告知をしています。

雑誌ライブラリー

和・洋雑誌や国内の主要新聞、英字新聞および中国・タイの各国語新聞が配架されています。

ギャラリー

学内のさまざまな展示に活用されています。本学の教職員が顧問を務める学生団体も利用できます。

LCセンターのホームページより申込書をダウンロード、記入し、2階カウンターに提出して下さい。

映像学習コーナー

ブルーレイ・DVDなどの視聴ができます。

保存書庫（開架式）

製本雑誌や和・洋図書、修士論文などが配架されています。

学習コーナー

常設のパソコンが34台あり、自由に利用できます。パソコンは認証制です。

詳細は、館内掲示を確認して下さい。

第1・2ゼミ室

グループでの勉強等に利用できます。（予約不要）

利用時には、ゼミ室入口のボードに利用時間などを書き込んで下さい。

マルチメディア教室

授業や各種イベントを行います。

オープンスペース

LCセンター内で唯一の飲食可能エリアです。

※別途、外部業者運営に委託して営業するレストラン「アルテリーベ」が併設されています。

● 2 階

カウンター

図書の貸出・返却・各種申込やレファレンスを行います。不明な点があれば、カウンター担当者に相談して下さい。

書架（開架式）

参考図書（辞書・辞典類・JISハンドブック）、後援会文庫、文庫・新書、資格・環境関連、指定図書などがあります。

● 3～8 階

書架（開架式）

一般図書の他、産業技術史関連図書、学位論文、日本工業大学研究報告、年鑑・白書、本学教員著作、JIS本体などが配架されています。

* 書架から出した図書は、自分で書架に戻さずに返本台に置いて下さい。

所蔵資料の利用

● 資料の検索

資料の検索は、OPACまたは、スマートフォン用アプリ「Ufinity」で行います。館内にあるOPAC専用端末もしくは、スマートフォン、携帯電話、LCセンターHPからでも利用することができます。操作方法は、OPAC備付のマニュアルを、「Ufinity」はLCセンターHPか館内配布のマニュアルを参考にして下さい。

● 電子資料の閲覧

従来からある冊子体の資料の他、電子資料をLCセンターHPから閲覧することができます。

・ eBook

eBookとは、印刷された書籍の電子版です。電子ブック、電子書籍とも言われます。

学内ネットワークに接続されたパソコンであれば、どのパソコンからでも閲覧できます。また、学内で登録することで、学外でも閲覧できます。電子化されているため、本文内容のキーワード検索や複数資料の横断検索が可能です。

・ 電子ジャーナル

電子ジャーナルとは、Web上で読むことのできる雑誌のことです。

インターネットを通じて、学術雑誌などの目次・抄録（要約）・論文本文などを閲覧できます。

● 日本工業大学学術情報リポジトリ

本学の研究成果、学内刊行物等を電子ファイルで保存・公開する「電子書庫」です。「博士論文」とその要旨、「日本工業大学研究報告」「青塔」などをWeb上で閲覧できます。

● データベース

LCセンターHPから下記データベースで情報の検索・閲覧ができます。ご利用には学内LAN接続が必要です。

名称		特徴
一 覧		「JDreamⅢ」は科学技術や医学・薬学関係の国内外文献情報を検索し、外国語で書かれた論文の抄録を日本語で閲覧できます。学協会誌、会議・論文集、予稿集、企業技報、公共資料など約6,000万件の文献情報を収録しています。
		「JapanKnowledge Lib」は約50種類の辞事典、叢書、雑誌を検索できる国内最大級の辞書・事典サイトです。基本検索はすべての辞事典を横断検索できます。また、詳細（個別）検索では各辞事典に応じたオリジナルな絞り込み機能（ファセット）をご利用いただけます。
		「聞蔵Ⅱビジュアル」は朝日新聞の記事データベースです。1945年から現在に至るまでの朝日新聞紙面（各地方版含む）を収録しており、Web上での記事検索・閲覧ができます。また、週刊誌「AERA」「週刊朝日」のほか「知恵蔵」も閲覧可能です。
		「日経テレコン21」は日本経済新聞の記事データベースです。日本経済新聞をはじめとした日経各紙、企業情報、統計データをご覧いただけます。記事検索のほか、業種・所在地・資本金などによる企業検索、人事情報検索など多様な検索方法があります。サイトを英語に切り換えることで、主要な日経各紙の英訳版などの検索・閲覧も可能です。

一 覧	理科年表プレミアム	「理科年表プレミアム」は国立天文台が編纂し、大正14年（1925）から最新年度版までの自然科学の全分野を網羅したデータベースです。「暦部、天文部、気象部、物理/化学部、地学部、生物部、環境部」の図表データが収録されています。データはダウンロードして、表計算ソフトなどで編集・加工が可能です。
	LE CORBUSIER PLANS ONLINE	「ル・コルビュジエ・プランズ・オンライン」は、建築家ル・コルビュジエのエスキース、スケッチ、設計図面、出版物など38,000点を超えるコレクションを閲覧できるオンラインサービスです。高精密の画像閲覧や充実した検索機能を備え、画像印刷が可能です。ご利用には、アカウント登録が必要となります。
	化学書資料館	「化学書資料館」は国内で出版された化学書を統合的に検索し、閲覧することができるサイトです。日本化学会の編集による専門書・便覧・辞典が147冊、約83,300ページ相当の情報が集められています。

他にも、CiNii Articles（論文の検索・閲覧）、CiNii Books（全国の大学図書館蔵書検索）など無料のデータベースがあります。詳細は、LCセンターHPを参照して下さい。

●国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料について、送信サービス参加図書館の館内で、画像の閲覧と複写ができるサービスです。2階カウンター内の専用端末で閲覧できます。国立国会図書館「デジタル化資料送信サービス」利用申込書に記入の上、カウンターへ提出して下さい。

利用サービス

●貸出・返却

貸出には2階カウンターにある自動貸出機を利用して下さい。貸出手続きには学生証が必要となります。返却は、図書をカウンターに提出して下さい。

なお、貸出冊数・期間は利用者によってかわります。

学部1～3年生・留学生別科学生・科目等履修生・研究生	5冊以内	14日
学部4年生・大学院学生・特別研究員	10冊以内	30日
専任教育職員	10冊以内	30日
その他の職員	4冊以内	30日
本学卒業生（工友会）	2冊以内	14日

また、禁帯出資料や雑誌（製本含む）、ブルーレイ、DVDなどの視聴覚資料は貸出できませんので注意して下さい。

*長期休暇中は、貸出期間が長くなります。

●注意事項

- 返却期限日の過ぎた資料があると、返却されるまで貸出・予約等ができません。
- 返却期限日を過ぎると、一定日数貸出ができなくなります。
- 図書の「また貸し」や、学生証の貸し借りはしないで下さい。
- 無断持ち出しはやめて下さい。
- 出入り口にはBDS（Book Detection System）が設置されており、貸出手続きが済んでいない資料や禁帯出の資料が通るとブザーがなります。

●予約図書の申込

借りたい図書が貸出中の場合、予約することができます。貸出予約申込書に記入の上、カウンターへ提出して下さい。

●図書の購入希望

希望する図書がある場合、希望図書購入申込書に記入の上、カウンターへ提出して下さい。購入の可否については、2階コピー機横に掲示します。

●「マイライブラリ」サービス

図書館の情報に関する個人のページで、学内外からアクセス可能です。

OPAC（図書の検索画面）から貸出状況や履歴、返却期限日などを確認することができます。

利用には登録が必要です。マイライブラリ申請書に記入の上、カウンターへ提出して下さい。

●A V（視聴覚）設備の利用

ブルーレイ、DVDなどの視聴覚資料は1階にある映像学習コーナーで利用できます。

●複写サービス

コピー機は、1階・2階・4階・に設置されています。

事前に現金がチャージされていれば、学生証でもコピーできます。

LCセンターで所蔵している資料をコピーする場合は、著作権法に触れるような違法コピーはしないで下さい。著作権法の詳細は、コピー機に掲示されています。

●プリンターサービス

学習コーナーのPCから、インターネットで検索した情報やご自分で作成したデータを出力できます。

●L CセンターHP

HPでは、開館カレンダーやLCセンターからのお知らせを見ることができ、OPAC、各種データベース、電子資料が利用可能です。

日本工業大学LCセンター図書館 <https://library.nit.ac.jp>

●刊行物

LCセンターでは、「LCセンター利用案内」「LCセンターガイド」（利用方法等の案内）「青塔」「LCセンターニュースレター 息抜きの散歩道」を発行しています。

●イベント

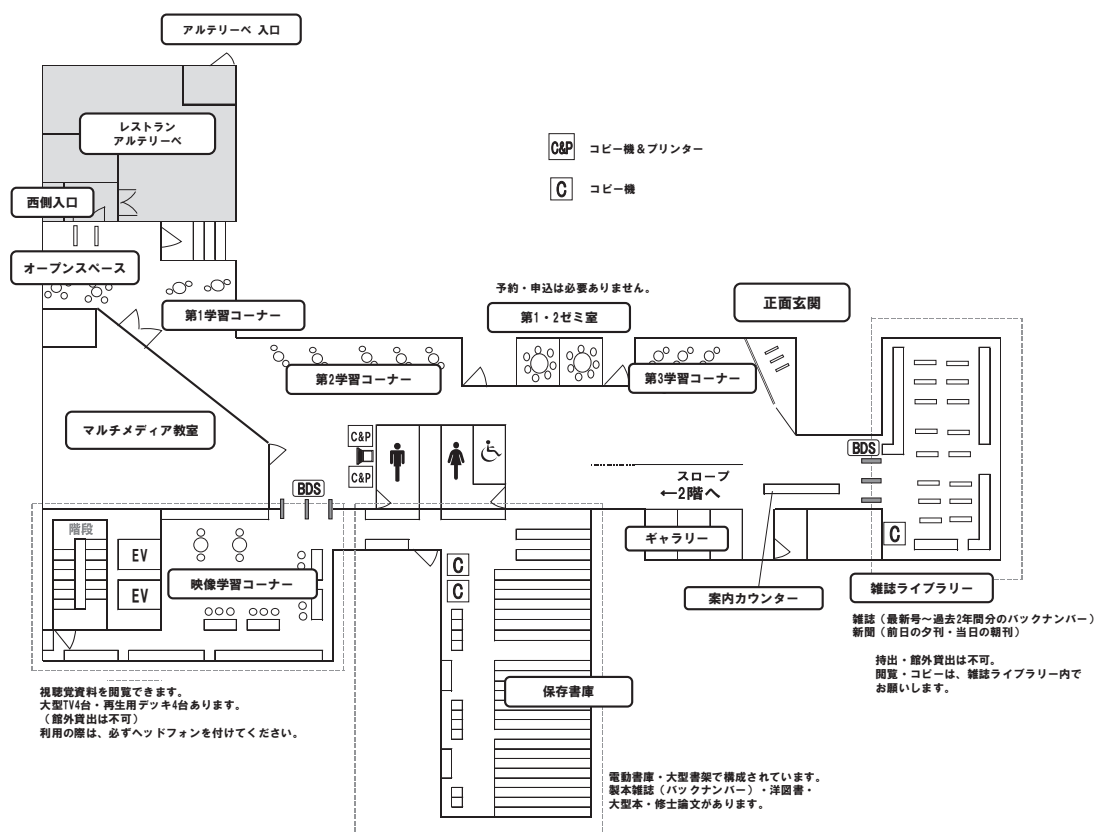
館内オープンスペースにて年2回「ライブラリカフェ」を開催しています。本学教員を講師にお迎えし、研究のエピソードや裏話を交えたトークとコーヒーブレイクで、気軽に先生と会話ができます。

図書や文献の探し方・使い方、その他利用についてわからないことがありましたら、カウンター担当者に相談して下さい。

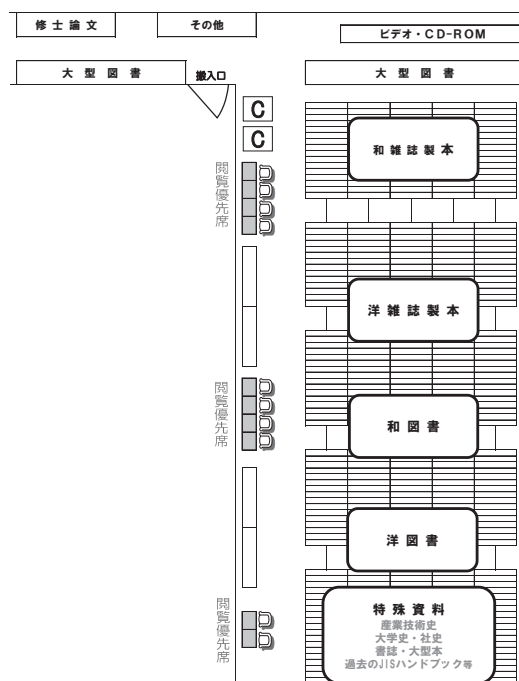
※L Cセンターの利用サービスは、変更になることがあります。随時LCセンターHPでお知らせしますので、確認して下さい。

各階案内図

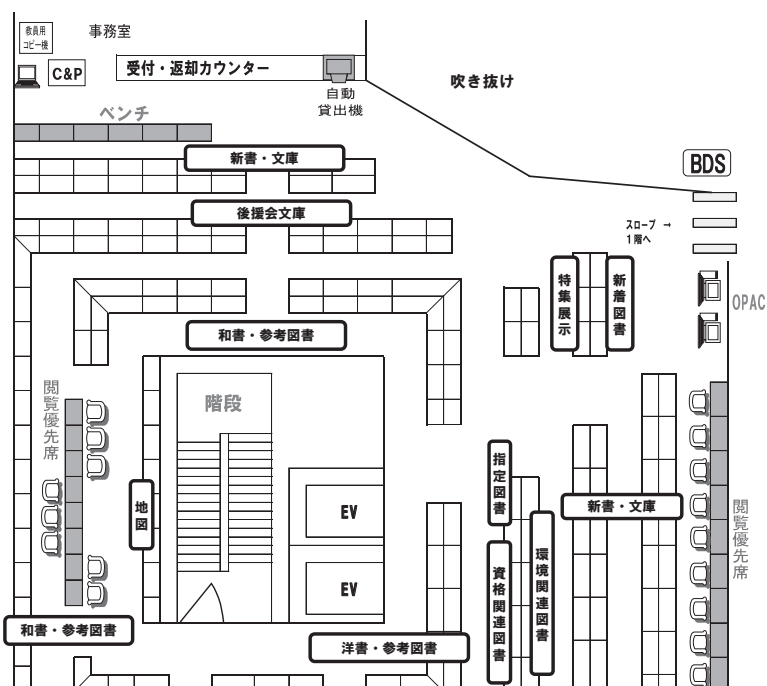
< 1 階 >



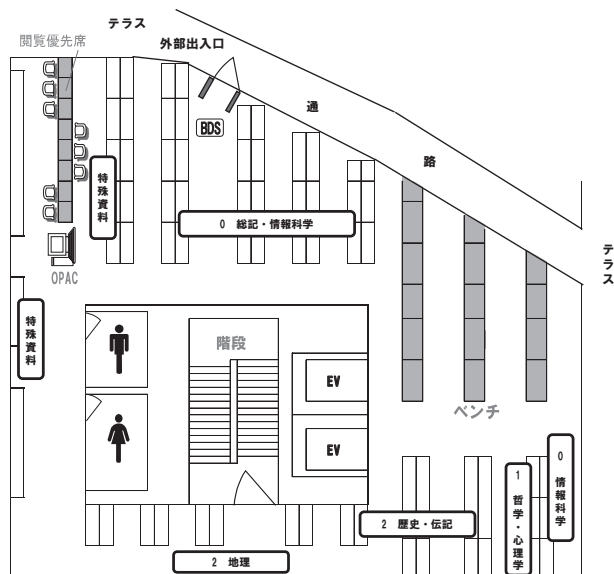
＜保存書庫＞



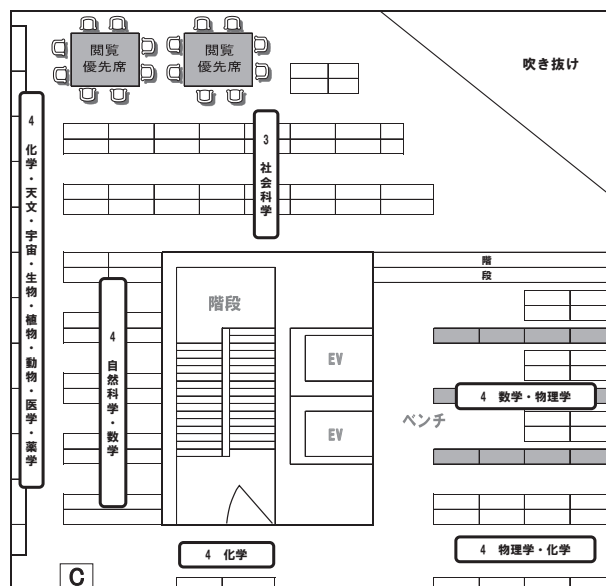
< 2 階 >



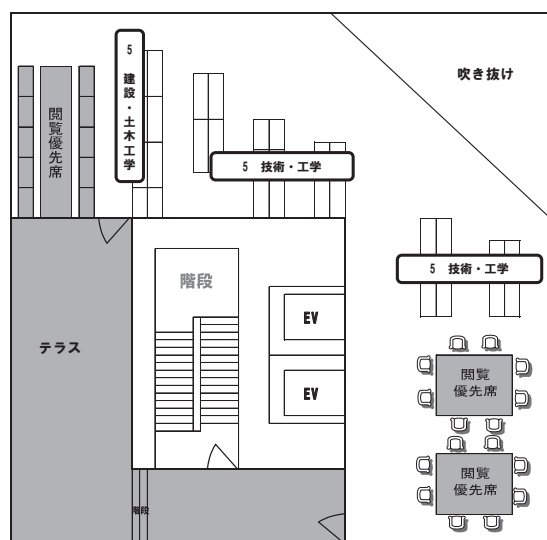
< 3 階 >



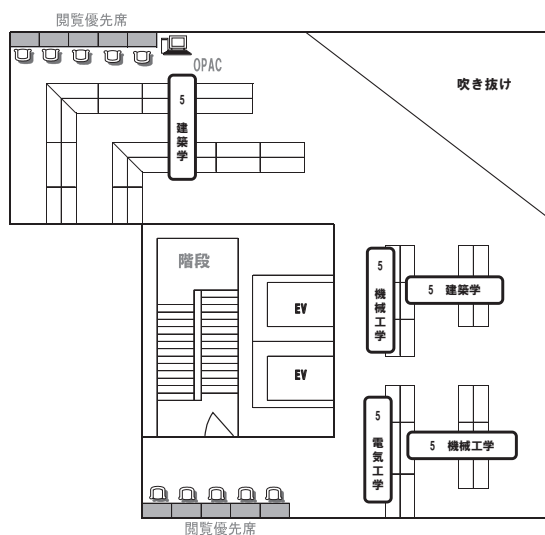
< 4 階 >



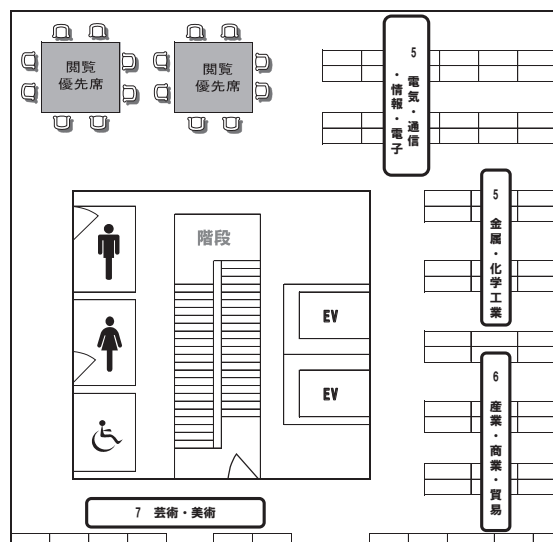
< 5 階 >



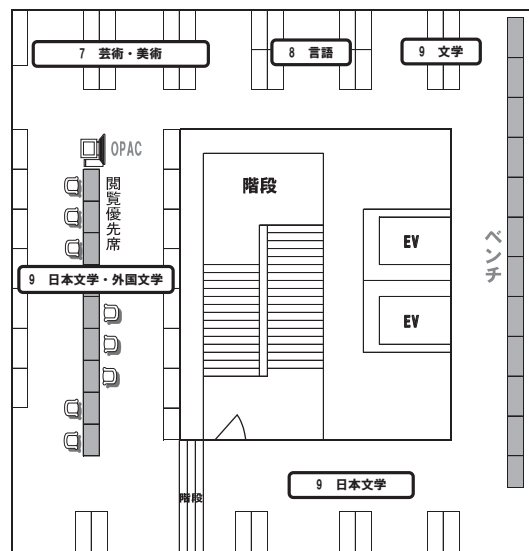
< 6 階 >



< 7 階 >



< 8 階 >



外国人留学生のためのインフォメーション

☆日本に滞在するための注意事項

在留資格

留学生として日本の大学に入学するためには、在留資格が「留学」となっていなければなりません。大学に進学する時は、在留資格を「留学」に変更しておく必要があります。

留学生が、日本工業大学を除籍や退学になった場合には、ただちに帰国しなければなりません。帰国しない時は、不法滞在者となります。

在留カード

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

住居地の（変更）届出

出入国港において在留カードが交付された方は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

引越をした方は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出なければなりません。学生支援課にも届け出なければなりません。（携帯）電話番号の変更も同様に学生支援課に届け出なければなりません。

住居地以外の（変更）届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に地方出入国在留管理官署（入管）で法務大臣に届け出なければなりません。旅券、写真及び在留カードを持参してください。学生支援課にも届け出なければなりません。

「在留カード」を紛失したときは

紛失してから14日以内に地方出入国在留管理官署（入管）へ再交付を申請しなければなりません。申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される「遺失届受理証明書」（もしくは、その受理番号）を持参してください。

在留期間の更新

留学生の在留資格「留学」の在留期間は、最長4年3月です。在留期間が4年未満の場合、本学在学中に在留期間の更新をする必要が生じるので、覚えておいてください。

【登録のための提出書類】

- ① 在留期間更新許可申請書
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書
- ④ パスポート
- ⑤ 在留カード
- ⑥ 経費支弁者の証明書類（前回の更新時からのもので、預金通帳、送金証明書等のコピー）
- ⑦ 手数料納付書（4,000円の印紙を貼付）

みなし再入国許可

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がありません。出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

☆在留期間更新等の申請取次

本学では、在留期間の更新、資格外活動許可（在留期間更新と同時に申請する場合に限る）につきまして、留学生の代わりに、学生支援課職員が在留申請オンラインシステムにより、申請取次を実施しています。希望者は学生支援課に申し出てください。なお、留学生本人が申請に行く場合は、学生証を持参してください。

在留資格の更新に当たって最も重要なことは、留学生の本分である学業に取り組み、所定の単位を修得していることです。在留資格を更新したら、必ず学生支援課に届け出てください。

アルバイト

外国人留学生がアルバイトをするときは、資格外活動の許可が必要です。許可があってもアルバイト時間には制限があります。違反しますと、日本から退去強制および罰則の対象になります。次のことについては十分認識しておいてください。

◆資格外活動許可書

アルバイトをするためには、「資格外活動許可書」が必要です。資格外活動許可申請書を出入国在留管理局（入管）に提出して、許可書を受けることになります。資格外活動許可書は、学生支援課に提示してください。

◆アルバイト時間

アルバイトは1週28時間以内。ただし、長期休業中は1日8時間以内。

風俗営業や性風俗特殊営業の店や会社でのアルバイトは禁止されています。

学生支援課に申し込みがあったアルバイト情報は、**学生支援課の掲示板に掲示**されます。

☆医療・保険について

健康管理

外国人留学生は、母国の文化や習慣と異なる日本で生活していくためには、何よりも健康であることが必要です。健康には十分留意しましょう。大学には、次のような施設があります。

◆保健室

体育館の脇に、「健康管理センター」があり、その中に保健室があります。保健室には、看護師が常駐しています。軽微なケガや初期の風邪程度なら治療ができますし、健康相談にも応じています。そのほかにも、毎週水曜日（午後3時～5時）に医師による健康相談も行っています。（医師の都合により変更になる場合があります。毎月掲示をしますので、確認してください。）無料ですので、気軽に利用してください。

◆健康診断

外国人留学生は、大学が行う定期健康診断を、1年に1回必ず受けてください。春入学の学生は3月末に、秋入学の学生は9月末に実施しています。春季・夏季休暇前に詳細な日程を掲示しています。注意事項も含めて掲示を確認の上、受診してください。受診出来なかった場合は、健康管理センターにご相談ください。この定期健康診断は無料です。奨学金などを申請するときや日本で就職試験を受けるときに、「健康診断書」が必要となる場合があります。定期健康診断を受けない場合は、留学生本人が直接医療機関等に行き受診しなければならず、高額な料金を負担することになります。

国民健康保険

日本に在留中に、病気やケガをして医療機関で治療を受けた場合、高額な医療費を自己負担しなければなりません。医療費の負担を軽くするためには、「国民健康保険」に加入してください。日本に中長期在留者として滞在する外国人は、加入が義務づけられています。「国民健康保険」に加入すると、医療機関で治療を受けた場合に本人が支払う費用は、治療総額の30%ですみます。

本学では、別途傷害保険に一括加入していますので、ケガをしたときは、**学生支援課に申し出**てください。

◆国民健康保険に加入するには

居住する地域の役所の「国民健康保険担当課」に行き、申し込んでください。国民健康保険に加入するためには、保険料を支払う必要があります。

◆保険料の減免申請

前年度に日本での所得が少ない場合、納付先の役所で減免申請をすると、保険料が減額される場合があります。

毎年1月下旬に、国民健康保険証に記載されている住所宛に、次年度用所得証明用紙が送られてきます。それに必要事項を記入して、期日までに市役所又は役場に返送してください。この手続きを忘れると、次年度の保険料に留学生割引が適用されなくなり、保険料が高くなります。万一期日までに書類を送付し忘れた場合は、保険証を持って居住地の市役所又は役場に行き、必要な修正を行ってください。

☆経済支援について

私費外国人留学生授業料減免奨学金制度

私費外国人留学生授業料減免奨学金（授業料減免奨学金）の制度は、私費外国人留学生（留学生）のうち、学業、人物ともに優れ、経済的理由により就学が困難な者に対し授業料を減免し、経済的負担を軽減することによって、学修活動の充実を図ることを目的としています。減免される額は、入学の時から1ヶ年以内として200,000円を上限とします。

授業料減免奨学金を希望する人は、指定された期間内に授業料減免奨学金の申請をする必要があります。授業料減免奨学金の申請窓口は、学生支援課です。

◆春季入学の場合

入学時の春学期の始めに授業料減免奨学金申請のための手続きを行います。

申請にあたっては、「私費外国人留学生授業料減免奨学金申請書」の提出のほかに、パスポート・在留カード・資格外活動許可書の他、学生支援課が指定する書類を提出します。

申請後、学内の委員会では審査を行い、授業料減免者を決定します。

春学期の減免奨学金分は、秋学期の学費へ充当します。

◆秋季入学の場合

入学時の秋学期の始めに、授業料減免奨学金申請のための手続きを行います。

申請にあたっては、「私費外国人留学生授業料減免奨学金申請書」の提出のほかに、パスポート・在留カード・資格外活動許可書の他、学生支援課が指定する書類を提出します。

申請後、学内の委員会では審査を行い、授業料減免者を決定します。

入学時の学費の納入にあたっては、秋学期分の学費全額を納入してもらいますが、授業料減免奨学金決定者には、秋学期分の100,000円を返還します。次年度春学期は、授業料が減免されます。

◆授業料減免が適用されないケース

次のいずれかに該当した場合は、授業料減免奨学金は適用されません。

- ① 傷病などのため、成業の見込みがないと認められたとき。
- ② 長期間にわたり欠席し、学業継続の意思がないと認められたとき。
- ③ 学業成績または性行不良であると認められたとき。
- ④ 学則に定める懲戒事項に該当したとき。
- ⑤ その他減免奨学生として不適格と認められたとき。

外国人留学生のための奨学金

学生支援課では、外国人留学生のために各種の奨学金を紹介しています。募集要項等を学生支援課の留学生専用掲示板に掲示します。主な奨学金は、次のとおりです。

<留学生受入れ促進プログラム>文部科学省外国人留学生学習奨励費（2020年度実績）

1. 就職支援特別枠

- ① 応募資格 学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者
- ② 支給期間 1年間
- ③ 給付月額 学 部 48,000円
大学院 48,000円
- ④ 採用実績 大学院 1名
- ⑤ 募集期間 4月

2. 特別追加採用

- ① 応募資格 学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者
- ② 支給期間 2020年10月（1か月）
- ③ 給付月額 学 部 48,000円
大学院 48,000円
- ④ 採用実績 学 部 3名
- ⑤ 募集期間 9月

<ロータリー米山記念奨学金>（2020年度実績）

- ① 応募資格 日本の大学に在籍する外国人留学生で学部3年以上、大学院博士前期課程、同後期課程2年以上に在籍の者で、奨学会の規約を遵守できる者
- ② 支給期間 課程終了の2年間まで
- ③ 支給金額 学 部 100,000円（月額）
大学院 140,000円（月額）
- ④ 採用実績 学 部 1名
大学院 1名
- ⑤ 募集期間 8月下旬から9月下旬

上記以外の奨学金についても、大学に募集があった時点で、掲示板で通知します。

住 居

新しい住居を探したいときや現在の住居からほかの住居へ移りたいときは、大学内にある株式会社NITクリエイト・不動産部へ行き、探すのが便利です。

入居時には、家賃・共益金のほかに礼金、敷金がかかるのが、一般的です。

◆留学生住宅総合補償制度

民間の住宅を賃貸するときは、連帯保証人が必要となります。その保証人に迷惑がかからないようにするため、また、火災などで損害を被ったときのための補償制度です。少ない保険料（1年間 4,000円、2年間 8,000円）で加入でき、安心して留学生活を送ることができます。

就職支援について

学生諸君が卒業後それぞれの希望する職業につけるか否かは、人生を左右する重要なことです。よって、本学では、就職支援委員会を設け、各学科の教員と連絡を密にし学生諸君の就職活動に万全を期して支援します。

就職支援課の業務

就職支援課では、下記のような業務を行っています。

- (1) 渉外業務
採用依頼、求人書類の発送・受理、採否通知の処理
企業の採用担当者との情報交換、求人企業の新規開拓
学外加盟団体等との会議
- (2) 相談・指導業務
就職相談にあたっての指導・助言
就職支援ガイダンス、適性検査等の実施
保護者のための就職ガイダンスおよび就職相談会の実施
「求人NAV I」に関すること
「業界・業種セミナー」・「業界・インターンシップセミナー」の開催
「学内合同企業説明会」・「学内個別企業説明会」の開催
進路希望の登録確認、進路報告の登録確認・集計、活動体験記の登録確認
- (3) 幹旋業務
就職先の紹介、幹旋
- (4) 出版業務
就職活動の手引き、テキストブック
求人ガイド、後援会会員の皆様へ
- (5) その他
就職・進路関連データの集計及び関係官公庁への報告
就職支援委員会の開催

就職支援課の利用について

就職支援課は、1号館2Fにあります。主に企業に関する各種の情報を収集・整理し学生諸君が企業を選択するための便宜を図っています。学年を問わず資料を閲覧したり、パソコンを利用して本学の求人企業情報の検索などでもできます。就職に関する相談も随時受付けていますので気軽に利用してください。

本学の就職支援システム「求人NAV I」は学生諸君の就職活動に関する手続きをはじめ、本学に寄せられた2万社以上の企業・求人情報の検索など、様々な角度から就職活動を支援できるシステムです。利用に関するお問い合わせは就職支援課窓口までお越しください。

就職支援課からの要望

入学早々の諸君にとって、就職に関してのことはまだ痛切に感じられないと思いますが、ここ数年、諸君を取り巻く就職環境は年々変化しています。就職支援課では、就職活動に支障をきたさないように、学部3年生、大学院1年生を対象に「就職支援ガイダンス」を実施しています。内容は、より実践に近づけ充実したものにするための“企業研究”“自己分析”“筆記試験対策”“面接”等、活動の流れに沿った講座です。必ず出席して内定を勝ち取ってください。

また、卒業生が多数勤務している企業や就職支援課より諸君へ薦めたい企業等を学内に招き、「学内合同企業説明会」や、教室・就職活動サポート室において「個別の企業説明・選考会」を実施しています。この説明会への参加企業は600社以上であり人事担当者と直接話のできるまたとない機会です。毎年就職者の約4割が参加した企業に就職しています。

さらに、ハローワークと連携をとり、週1回、学卒ジョブサポーターによる就職相談を実施しており、Uターン希望者に地元の「求人企業情報」の提供も行っています。

本学学生のために沢山の求人登録があります。この求人票は「ぜひ、日本工業大学の学生を採用したい」という採用意欲の高い企業です。これらの企業の求人内容は、自宅からでも「求人NAV I」を利用して、希望する勤務地や業種などの条件を絞ることによりスピーディーに確認することができます。

今後の就職活動をするにあたり、大いに就職支援課を利用してください。

外郭団体について

NITクリエイト

株式会社NITクリエイトは、学校法人日本工業大学を筆頭に、日本工業大学後援会、日本工業大学工友会及び東工日駒同窓会が株主となり構成されており、「大学の教職員」、「学生の父母」、「卒業生」の会社として大学の発展とともに成長してきました。

学生のキャンパスライフの向上支援を目指し日々業務に取り組んでいます。

食堂部門

ダイニングホール（1000席） 定食類、丼物、うどん・そば・ラーメン、寿司（テナント）など
 キッチン&カフェトレビ（150席） 定食類、パスタ、ピザ、ドリア、グラタン、デザート類など
 スチューデントホール（240席） カレーライスなど
 焼き立てパンコーナー 焼き立てパン、ソフトクリームなど

購買部門（コンビニ）

おにぎり、弁当、パン、菓子、飲料、文具・事務用品、模造紙・ケント紙、製図用品、コピーサービス、書籍（テナント）など

アパートのあっせん

学生のアパート・下宿探しをお手伝いします。大学周辺の豊富な物件をもっており、学生の希望に応じてアパート・下宿等をあっせんします。

損害保険の取扱い

学生に関する学生団体傷害総合保険の取扱いをしています。ほかの損害保険も扱っています。

資格取得支援

自動車運転免許をはじめ2級建築士、宅地建物取引士、施工管理技士等資格取得のための様々な支援・アドバイスを行っています。

日本工業大学工友会

一般社団法人日本工業大学工友会は大学の同窓会組織で、卒業生相互の連携と親睦を図るとともに、母校の発展に貢献することを目的として設立されています。定款が巻末に掲載されていますので、参照下さい。

現在、全国に約40,100人の会員がおり、学内に7の学科支部、国内外に27の地域支部があります。支部の無い地域についても、順次設立を行っていきます。

学科支部一覧：機械工学科、ものづくり環境学科、創造システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、建築学科、生活環境デザイン学科

地域支部一覧：栃木県、神奈川県、静岡県、千葉県、岩手県、愛知県、沖縄県、広島県、山口県、青森県、長野県、秋田県、山形県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、埼玉県、福島県、大阪府、兵庫県、岡山県、山陰（鳥取県、島根県）、群馬県、大分県、茨城県、バンコク（タイ）

また、工友会の事業としては、奨学金の給付や部活動・クラブ活動への援助金の支給、卒業式での記念品の贈呈等、在学生（準会員）に対してバックアップを行っております。その他、毎年、大学との共催でホームカミングデーを実施しています。

上記支援に関するお問い合わせ等、工友会事務局は本館中央の階段を上がった3階にありますので、お気軽にお越し下さい。